

令和 3 年 3 月 3 1 日

○条例

- 小田原市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例
- 小田原市附属機関設置条例の一部を改正する条例
- 小田原市非常勤の特別職職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例
- 小田原市常勤の特別職職員の給与に関する条例及び小田原市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 小田原市国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 小田原市介護保険条例の一部を改正する条例
- 小田原市企業誘致推進条例の一部を改正する条例
- 小田原市建築審査会条例の一部を改正する条例
- 小田原市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 小田原市指定居宅介護支援等に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
- 小田原市指定介護予防支援等に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
- 小田原市指定地域密着型サービスに関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
- 小田原市指定地域密着型介護予防サービスに関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
- 小田原市市税条例の一部を改正する条例

○規則

- 組織機構の再編整備等に伴う関係規則の整備に関する規則
- 小田原市学校給食センター整備事業者選定委員会規則
- 小田原市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例施行規則
- 小田原市学校給食費等に関する条例施行規則
- 小田原市財務規則の一部を改正する規則
- 小田原市契約規則の一部を改正する規則
- 小田原市市税条例施行規則の一部を改正する規則
- 小田原市国民健康保険条例附則第 1 0 条の規則で定める日を定める規則の一部を改正する規則
- 小田原市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則
- 小田原市指定居宅介護支援等に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する

規則

小田原市指定介護予防支援等に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する

規則

小田原市指定地域密着型サービスに関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正

する規則

小田原市指定地域密着型介護予防サービスに関する基準等を定める条例施行規則の一

部を改正する規則

小田原市第1号訪問事業の実施に関する規則及び小田原市第1号通所事業の実施に関

する規則の一部を改正する規則

小田原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

の一部を改正する規則

小田原市保育所職員の給食費に関する規則の一部を改正する規則

小田原市助産の実施及び母子保護の実施に係る費用の徴収に関する規則の一部を改正

する規則

小田原市養育医療に関する規則の一部を改正する規則

小田原市小児医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則

小田原市企業誘致推進条例施行規則の一部を改正する規則

小田原市建築確認等取扱規則及び小田原市建築計画概要書等閲覧規則の一部を改正す

る規則

小田原市建築審査会条例施行規則の一部を改正する規則

消防法等施行細則の一部を改正する規則

小田原市市民ホール整備推進委員会規則等を廃止する規則

小田原市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例をここに公布する。

令和 3 年 3 月 3 1 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

## 小田原市条例第 7 号

小田原市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例

目次

第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）

第 2 章 保存建築物の指定等（第 3 条～第 1 0 条）

第 3 章 保存建築物等に関する制限

第 1 節 保存のための措置（第 1 1 条～第 1 3 条）

第 2 節 現状変更の規制（第 1 4 条～第 1 7 条）

第 3 節 監督（第 1 8 条～第 2 0 条）

第 4 章 雑則（第 2 1 条～第 2 8 条）

第 5 章 罰則（第 2 9 条～第 3 2 条）

附則

### 第 1 章 総則

（目的）

**第 1 条** この条例は、歴史的な価値を有する建築物について、その価値を生かしながら保存し、及び円滑に活用し、並びにその安全性の維持及び向上を図るため、当該建築物に係る保存建築物の指定等に関し必要な事項を定めるとともに、建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号。以下「法」という。）第 3 条第 1 項第 3 号の規定に基づき、当該保存建築物の保存のための措置及び現状変更の規制を講ずることにより、歴史的な価値を有する建築物を地域の資産として良好な状態で将来の世代に継承することに寄与することを目的とする。

（定義）

**第 2 条** この条例において使用する用語は、特別の定めのある場合を除くほか、法及び建築基準法施行令（昭和 2 5 年政令第 3 3 8 号）において使用する用語の例による。

## 第2章 保存建築物の指定等

(指定の対象となる建築物)

**第3条** この章の規定による保存建築物の指定の対象となる建築物は、次に掲げる建築物とする。

- (1) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第57条第1項の規定による登録をされた有形文化財である建築物
- (2) 景観法（平成16年法律第110号）第19条第1項の規定により景観重要建造物として指定された建築物
- (3) 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成20年法律第40号）第12条第1項の規定により歴史的風致形成建造物として指定された建築物
- (4) 神奈川県文化財保護条例（昭和30年神奈川県条例第13号）第4条第1項の規定により神奈川県指定重要文化財として指定された建築物
- (5) 小田原市文化財保護条例（昭和29年小田原市条例第13号）第3条の規定により小田原市指定重要文化財として指定された建築物
- (6) 前各号に掲げるもののほか、第1条の目的に適合するものとして市長が認める建築物

(保存建築物の指定)

**第4条** 前条各号に掲げる建築物の所有者は、法第3条第1項第3号の規定による指定（以下「法適用除外指定」という。）を受けることにより当該建築物の保存及び活用を図ろうとするときは、当該建築物の保存及び活用に係る計画（以下「保存活用計画」という。）を作成し、規則で定めるところにより、市長に申請して、当該建築物について保存建築物としての指定を受けなければならない。

2 市長は、前項の指定をすることを決定したときはその旨を、当該指定をしないことを決定したときはその旨及びその理由を、その申請をした者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の指定をしようとするときは、小田原市建築審査会の意見を聴かななければならない。

(保存活用計画)

**第5条** 保存活用計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 当該建築物の名称及び所在の場所
- (2) 当該建築物の保存及び活用の具体的な内容

- (3) 当該建築物の保存及び活用のために必要となる建築物の増築、改築、移築（建築物を他の敷地に移して新築することをいう。以下同じ。）、移転、用途の変更、修繕若しくは模様替（以下「増築等」という。）の工事又は当該建築物の形状を変更し、若しくはその保存に影響を及ぼす行為の内容
- (4) 当該建築物の構造、防火、避難その他の安全性に関する事項
- (5) 当該建築物の維持管理に関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前条第1項の規定による申請をしようとする者は、その者以外に保存活用計画に係る建築物及び当該建築物の敷地（保存活用計画において当該建築物を移築することとしている場合にあつては、当該移築後の敷地。以下「保存対象敷地」という。）について権利を有する者があるときは、当該保存活用計画についてこれらの者の同意を得なければならない。ただし、その権利をもって当該申請をしようとする者に対抗することができない者については、この限りでない。

（指定の基準）

**第6条** 市長は、第4条第1項の規定による申請があつた場合において、当該申請に係る保存活用計画に基づく建築物の保存及び活用に当たり法適用除外指定をする必要があり、かつ、当該保存活用計画に基づく保存及び活用が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるときは、当該建築物について同項の規定による保存建築物の指定（以下「保存建築物指定」という。）をするものとする。

（保存建築物指定と法適用除外指定との関係）

**第7条** 法適用除外指定は、原則として保存建築物指定に併せて行われるべきものとする。

（保存建築物の表示）

**第8条** 保存建築物の所有者は、保存建築物指定の通知を受けたときは、規則で定めるところにより、速やかに、当該保存建築物の周囲の見やすい場所に、保存建築物指定を受けた建築物である旨の表示をしなければならない。

（保存活用計画の変更）

**第9条** 保存建築物の所有者は、当該保存建築物に係る保存活用計画を変更しようとする場合においては、規則で定めるところにより、市長に申請して、保存建築物指定の変更を受けなければならない。

2 前項の場合においては、第4条第2項及び第3項、第5条第2項、第6条並びに前条の規定を準用する。

(指定の解除)

**第10条** 市長は、保存建築物が次の各号のいずれかに該当すると認める場合には、保存建築物指定を解除しなければならない。

(1) 法第3条第1項第1号に掲げる建築物に該当するに至ったとき。

(2) 滅失、毀損その他の事由によりその指定の理由が消滅したとき。

2 市長は、保存建築物について、公益上の理由その他の特別な理由があると認めるときは、保存建築物指定を解除することができる。

3 市長は、前2項の規定により保存建築物指定を解除したときは、その旨及びその理由を、その所有者に通知するものとする。

4 第1項又は第2項の規定により保存建築物指定が解除されたときは、当該建築物に係る法適用除外指定は、その効力を失うものとする。

### **第3章** 保存建築物等に関する制限

#### **第1節** 保存のための措置

(所有者の管理義務等)

**第11条** 保存建築物の所有者は、保存活用計画に従って当該保存建築物の保存及び活用を図り、これを適切に管理しなければならない。

2 保存建築物の所有者は、その氏名又は住所（法人にあつては、名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地）を変更したときは、規則で定めるところにより、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

3 保存建築物の所有者を変更した場合には、新所有者となった者は、規則で定めるところにより、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

4 保存建築物の所有者は、当該保存建築物の管理に関する責任者（以下「保存管理責任者」という。）を選任することができる。

5 保存建築物の所有者は、前項の規定により保存管理責任者を選任したときは、規則で定めるところにより、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。保存管理責任者を解任し、又は変更したときも、同様とする。

6 第1項及び第2項の規定は、保存管理責任者について準用する。

(維持管理に関する報告)

**第12条** 保存建築物の所有者又は保存管理責任者は、当該保存建築物について、保存活用計画に定められた第5条第1項第5号に掲げる事項を踏まえて、定期的にその状況の調査を行い、規則で定めるところにより、その結果を市長に報告しなければならない。

(管理に関する助言)

**第13条** 市長は、保存建築物の所有者又は保存管理責任者に対し、当該保存建築物の管理のために必要な助言を行うことができる。

## **第2節** 現状変更の規制

(増築等の許可等)

**第14条** 保存対象敷地内において次に掲げる工事又は行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。ただし、通常管理行為、軽易な行為その他の行為で規則で定めるもの及び非常災害のために必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。

(1) 保存建築物の増築等の工事

(2) 保存建築物の形状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為（前号に掲げるものを除く。）

(3) 保存建築物以外の建築物の増築等の工事

2 市長は、前項の許可（以下「増築等許可」という。）をする場合において、保存建築物の保存のため必要があると認めるときは、許可に必要な条件を付することができる。

3 市長は、増築等許可の申請が保存活用計画に則し、かつ、保存建築物の保存に支障がないと認めるときでなければ、増築等許可をしてはならない。

4 増築等許可（第1項第3号に係るものに限る。）は、当該増築等許可に係る工事が法第6条第1項若しくは第6条の2第1項（これらの規定を法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による確認又は法第18条第2項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による通知を要するものであるときは、当該確認の申請又は当該通知をする日までに受けなければならない。

(中間検査)

**第15条** 市長は、増築等許可（前条第1項第1号及び第2号に係るものに限る。以下この条から第17条までにおいて同じ。）に係る工事等（工事及び前条第1項第2号

に掲げる行為をいう。以下同じ。)の内容に応じ、当該工事等の工程のうち当該工事等の施工中に許可の内容に適合しているかどうかを検査することが必要な工程(以下この条において「特定工程」という。)を指定することができる。

2 増築等許可に係る建築主(前条第1項第2号に掲げる行為の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自らその行為をする者を含む。以下同じ。)は、特定工程に係る工事等を終えたときは、規則で定めるところにより、市長の検査を申請しなければならない。

3 前項の規定による申請は、特定工程に係る工事等を終えた日から4日以内に市長に到達するように、しなければならない。ただし、申請をしなかったことについて規則で定めるやむを得ない理由があるときは、この限りでない。

4 前項ただし書の場合における検査の申請は、その理由がやんだ日から4日以内に市長に到達するように、しなければならない。

5 市長は、第2項の規定による申請があったときは、当該申請を受け付けた日から4日以内に、当該申請に係る工事等の施工中の保存建築物について、検査前に施工された工事等に係る保存建築物の部分が増築等許可の内容に適合しているかどうかを検査しなければならない。

6 市長は、前項の規定による検査をした場合において、工事等の施工中の保存建築物が増築等許可の内容に適合していることを認めるときは、規則で定めるところにより、当該建築主に対して中間検査合格証を交付しなければならない。

7 特定工程後の工程に係る工事等は、前項の中間検査合格証の交付を受けた後でなければ、これを施工してはならない。

(完了検査)

**第16条** 増築等許可に係る建築主は、当該増築等許可に係る工事等を完了したときは、規則で定めるところにより、市長の検査を申請しなければならない。

2 前項の規定による申請は、増築等許可に係る工事等が完了した日から4日以内に市長に到達するように、しなければならない。ただし、申請をしなかったことについて規則で定めるやむを得ない理由があるときは、この限りでない。

3 前項ただし書の場合における検査の申請は、その理由がやんだ日から4日以内に市長に到達するように、しなければならない。

4 市長は、第1項の規定による申請があったときは、当該申請を受け付けた日から7

日以内に、当該申請に係る保存建築物が増築等許可の内容に適合しているかどうかを検査しなければならない。

- 5 市長は、前項の規定による検査をした場合において、保存建築物が増築等許可の内容に適合していることを認めるときは、規則で定めるところにより、当該建築主に対して検査済証を交付しなければならない。

(検査済証の交付を受けるまでの保存建築物の使用制限)

**第17条** 増築等許可に係る工事等をする場合においては、その建築主は、前条第5項の検査済証の交付を受けた後でなければ、当該工事等に係る保存建築物又は保存建築物の部分を使用し、又は使用させてはならない。ただし、市長が安全上、防火上及び避難上支障がないと認めるときは、検査済証の交付を受ける前においても、仮に、当該保存建築物又は保存建築物の部分を使用し、又は使用させることができる。

- 2 前項ただし書の規定による認定の申請の手続に関して必要な事項は、規則で定める。

### 第3節 監督

(管理に関する勧告及び命令)

**第18条** 市長は、保存建築物の構造若しくは建築設備又は保存対象敷地について、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば保安上著しく危険となり、又は衛生上著しく有害となるおそれがあると認める場合においては、当該保存建築物若しくは当該保存対象敷地の所有者、管理者若しくは占有者又は保存管理責任者に対して、相当の猶予期限を付けて、管理の方法の改善その他必要な措置をとることを勧告することができる。

- 2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。

(違反建築物に関する命令)

**第19条** 市長は、この条例の規定又は増築等許可に付した条件に違反した保存建築物又は保存対象敷地内の保存建築物以外の建築物（以下「保存建築物等」という。）の建築主、当該保存建築物等に関する工事等の請負人（工事等の請負の下請人を含む。次項において同じ。）、現場管理者若しくは工事監理者、当該保存建築物等若しくは保存対象敷地の所有者、管理者若しくは占有者又は保存管理責任者に対して、当該工事等の停止を命じ、又は相当の猶予期限を付けて、建築物の外観の変更、除却、増築

等、使用禁止、使用制限その他当該違反を是正するために必要な措置をとることを命ずることができる。

- 2 市長は、この条例の規定又は増築等許可に付した条件に違反することが明らかな工事等の施工中の保存建築物等については、緊急の必要があつて小田原市行政手続条例（平成9年小田原市条例第24号）第13条第1項に規定する意見陳述のための手続によることができない場合に限り、当該手続によらないで、当該保存建築物等の建築主又は当該工事等の請負人若しくは現場管理者に対して、当該工事等の停止を命ずることができる。この場合において、これらの者が当該工事等の現場にいないときは、当該工事等に従事する者に対して、当該工事等に係る作業の停止を命ずることができる。

（指定の取消し）

**第20条** 市長は、前条第1項又は第2項前段の規定による措置をとることを命ぜられた者が当該措置をとらないときは、当該命令の対象となる保存建築物に係る保存建築物指定を取り消すことができる。

- 2 第10条第3項及び第4項の規定は、前項の規定による保存建築物指定の取消しについて準用する。

#### **第4章 雑則**

（消防長等の意見の聴取）

**第21条** 市長は、保存建築物指定、第9条第1項の規定による保存建築物指定の変更又は増築等許可をしようとする場合においては、消防長又は消防署長に意見を聴くことができる。

（保存建築物の設計及び工事監理）

**第22条** 増築等許可に係る工事のうち、建築士法（昭和25年法律第202号）第3条第1項（同条第2項の規定により適用される場合を含む。以下同じ。）、第3条の2第1項（同条第2項において準用する同法第3条第2項の規定により適用される場合を含む。以下同じ。）又は第3条の3第1項（同条第2項において準用する同法第3条第2項の規定により適用される場合を含む。以下同じ。）に規定する建築物の工事は、それぞれ当該各条に規定する建築士の設計によらなければ、することができない。

- 2 増築等許可に係る工事のうち、建築士法第2条第7項に規定する構造設計図書によ

る同法第20条の2第1項の建築物の工事は、構造設計一級建築士（同法第10条の2の2第4項に規定する構造設計一級建築士をいう。以下この項において同じ。）の構造設計（同法第2条第7項に規定する構造設計をいう。以下この項において同じ。）又は当該保存建築物が構造関係規定（同法第20条の2第2項に規定する構造関係規定をいう。）に適合することを構造設計一級建築士が確認した構造設計によらなければならない。

- 3 増築等許可に係る建築主は、第1項に規定する工事をする場合においては、それぞれ建築士法第3条第1項、第3条の2第1項又は第3条の3第1項に規定する建築士である工事監理者を定めなければならない。

（工事等の現場における許可の表示等）

**第23条** 増築等許可に係る工事等の施工者は、当該工事等の現場の見やすい場所に、規則で定める様式により、建築主、設計者、工事監理者、工事施工者及び工事等の現場管理者の氏名又は名称並びに当該工事等に係る増築等許可があった旨を表示しなければならない。

- 2 増築等許可に係る工事等の施工者は、当該工事等に係る設計図書を当該工事等の現場に備えておかななければならない。

（工事等の現場の危害の防止）

**第24条** 増築等許可に係る工事等の施工者は、当該工事等の施工に伴う地盤の崩落、建築物又は工事等に用いる工作物の倒壊等による危害を防止するために必要な措置を講じなければならない。

（報告又は物件の提出）

**第25条** 市長は、この条例の施行に必要な限度において、保存建築物等若しくは保存対象敷地の所有者、管理者若しくは占有者、保存管理責任者又は増築等許可に係る建築主、設計者、工事監理者若しくは工事等の施工者に対し、当該保存建築物等の敷地、構造、建築設備若しくは用途、保存建築物等に関する工事等の計画若しくは施工の状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

- 2 市長は、この条例の施行に必要な限度において、保存建築物等若しくは保存対象敷地の所有者、管理者若しくは占有者、保存管理責任者又は増築等許可に係る建築主、設計者、工事監理者若しくは工事等の施工者に対し、帳簿、書類その他の物件の提出を求めることができる。

(立入調査等)

**第26条** 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、保存建築物等若しくは保存対象敷地に立ち入り、その状況を調査させ、必要な検査をさせ、又は関係者に質問させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

2 前項の規定により立入調査、立入検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(権利義務の承継)

**第27条** 保存建築物等の所有者が変更されたときは、新所有者は、当該保存建築物等に関しこの条例に基づいてする市長の勧告又は命令その他の処分による旧所有者の権利及び義務を承継する。

2 前項の場合には、旧所有者は、当該保存建築物等の引渡しと同時にその処分通知等を新所有者に引き渡さなければならない。

(委任)

**第28条** この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 第5章 罰則

**第29条** 第19条第1項又は第2項前段の規定による市長の命令に違反した者は、50万円以下の罰金に処する。

**第30条** 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1) 第14条第1項の規定に違反して、増築等許可を受けないで、保存対象敷地内において保存建築物等の増築等をし、又は保存建築物の形状を変更し、若しくはその保存に影響を及ぼす行為をした者

(2) 第14条第2項の規定により増築等許可に付した条件に違反した者

(3) 第15条第3項若しくは第4項又は第16条第2項若しくは第3項の期限内に第15条第2項又は第16条第1項の規定による申請をせず、又は虚偽の申請をした者

(4) 第17条第1項の規定に違反して、保存建築物又は保存建築物の部分を使用し、又は使用させた者

(5) 第18条第2項又は第19条第2項後段の規定による市長の命令に違反した者

**第31条** 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

(1) 第25条の規定による報告若しくは物件の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは物件の提出をした者

(2) 第26条第1項の規定による立入調査若しくは立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

**第32条** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に解体されている建築物の原形を再現する建築物については、これを現に存するものとみなして第3条の規定を適用する。

小田原市附属機関設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 3 年 3 月 3 1 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

## 小田原市条例第 8 号

小田原市附属機関設置条例の一部を改正する条例

小田原市附属機関設置条例（昭和 5 4 年小田原市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表市長の部小田原市市民ホール整備推進委員会の項、小田原市成年後見制度利用促進検討委員会の項、小田原市地域医療審議会の項及び小田原駅東口お城通り地区再開発事業広域交流施設ゾーン事業者選定委員会の項を削り、同部に次のように加える。

小田原市学校給食センター整備事業者選定委員会	学校給食センター整備事業に係る設計、施工等の業務を行う事業者の選定に関する事項につき、市長の諮問に応じて審査し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申すること。	7人以内
------------------------	---	------

### 附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

小田原市非常勤の特別職職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 3 年 3 月 3 1 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

### 小田原市条例第 9 号

小田原市非常勤の特別職職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例

小田原市非常勤の特別職職員の報酬等に関する条例（昭和 4 4 年小田原市条例第 5 4 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 小田原市市民ホール整備推進委員会の項を削り、同表小田原市建築審査会の項に次のように加える。

専門調査員	1 3, 4 0 0 円
-------	--------------

### 附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

小田原市常勤の特別職職員の給与に関する条例及び小田原市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 3 年 3 月 3 1 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

## 小田原市条例第 1 0 号

小田原市常勤の特別職職員の給与に関する条例及び小田原市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

(小田原市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正)

**第 1 条** 小田原市常勤の特別職職員の給与に関する条例 (昭和 3 7 年小田原市条例第 4 号) の一部を次のように改正する。

第 1 条に次の 1 号を加える。

(4) 病院事業管理者

第 3 条第 1 項に次の 1 号を加える。

(4) 病院事業管理者 月額 8 1 7, 0 0 0 円

第 5 条第 2 項に次の 1 号を加える。

(4) 病院事業管理者 1 0 0 分の 3 0

第 6 条を第 7 条とし、第 5 条の次に次の 1 条を加える。

(病院事業管理者が医師である場合の特例)

**第 6 条** 病院事業管理者が医師である場合にその者に対し支給する給料の月額は、第 3 条第 1 項第 4 号の規定にかかわらず、同号に定める額に 3 2 0, 0 0 0 円を加えて得た額とする。

2 当分の間、病院事業管理者が医師である場合における第 4 条第 1 項において準用する小田原市職員の給与に関する条例第 9 条の 2 第 2 項の規定の適用については、同項中「1 0 0 分の 1 0」とあるのは、「1 0 0 分の 1 6」とする。

3 病院事業管理者が医師である場合における第 4 条の 2 の規定の適用については、同条中「小田原市職員の給与に関する条例第 1 0 条」とあるのは、「小田原市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 (令和 2 年小田原市条例第 4 6

号) 第 7 条及び同条の規定に基づく企業管理規程」とする。

(小田原市職員の旅費に関する条例の一部改正)

**第 2 条** 小田原市職員の旅費に関する条例（昭和 3 7 年小田原市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「及び教育長」を「、教育長及び病院事業管理者」に改める。

#### **附 則**

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

小田原市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 3 年 3 月 3 1 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

## 小田原市条例第 1 1 号

小田原市国民健康保険条例の一部を改正する条例

小田原市国民健康保険条例（昭和 3 4 年小田原市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 2 条第 1 項中「第 3 5 条の 2 第 1 項」の次に「、第 3 5 条の 3 第 1 項」を加える。

第 1 9 条の 2 第 1 項第 1 号中「地方税法第 3 1 4 条の 2 第 2 項に規定する金額」を「地方税法第 3 1 4 条の 2 第 2 項第 1 号に定める金額（世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（次号及び第 3 号において「世帯主等」という。）のうち給与所得を有する者（前年中に同条第 1 項に規定する総所得金額に係る所得税法第 2 8 条第 1 項に規定する給与所得について同条第 3 項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第 1 項に規定する給与等の収入金額が 5 5 万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に地方税法第 3 1 4 条の 2 第 1 項に規定する総所得金額に係る所得税法第 3 5 条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得について同条第 4 項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢 6 5 歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が 6 0 万円を超える者に限り、年齢 6 5 歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が 1 1 0 万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（次号及び第 3 号において「給与所得者等の数」という。）が 2 以上の場合にあつては、地方税法第 3 1 4 条の 2 第 2 項第 1 号に定める金額に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 1 0 万円を乗じて得た金額を加えた金額）」に改め、同項第 2 号及び第 3 号中「地方税法第 3 1 4 条の 2 第 2 項に規定する金額」を「地方税法第 3 1 4 条の 2 第 2 項第 1 号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 1 0 万円を乗じて得た金額を加えた金額）」に改める。

附則第5条中「地方税法第313条第3項」との次に「、「110万円」とあるのは「125万円」と」を加える。

## **附 則**

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の第12条、第19条の2及び附則第5条の規定は、令和3年度以後の年度分の保険料について適用し、令和2年度分までの保険料については、なお従前の例による。

小田原市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 3 年 3 月 3 1 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

## 小田原市条例第 1 2 号

小田原市介護保険条例の一部を改正する条例

小田原市介護保険条例（平成 1 2 年小田原市条例第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「平成 3 0 年度から令和 2 年度まで」を「令和 3 年度から令和 5 年度まで」に改め、同項第 6 号ア中「第 3 5 条の 2 第 1 項」の次に「、第 3 5 条の 3 第 1 項」を、「得た額」の次に「とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零」を加え、「この項において」を削り、同条第 2 項から第 4 項までの規定中「令和 2 年度」を「令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度」に改める。

附則第 9 条を次のように改める。

（令和 3 年度から令和 5 年度までの保険料率の算定に関する基準の特例）

**第 9 条** 第 1 号被保険者のうち、令和 2 年の合計所得金額に所得税法（昭和 4 0 年法律第 3 3 号）第 2 8 条第 1 項に規定する給与所得又は同法第 3 5 条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和 3 年度における保険料率の算定についての第 5 条第 1 項（第 6 号ア、第 7 号ア、第 8 号ア、第 9 号ア、第 1 0 号ア、第 1 1 号ア及び第 1 2 号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第 6 号ア中「合計所得金額をいい」とあるのは、「合計所得金額をいい、所得税法第 2 8 条第 1 項に規定する給与所得及び同法第 3 5 条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第 2 8 条第 2 項の規定によって計算した金額及び同法第 3 5 条第 2 項第 1 号の規定によって計算した金額の合計額から 1 0 万円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとし」とする。

2 前項の規定は、令和 4 年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和 2 年」とあるのは、「令和 3 年」と読み替えるものとする。

3 第 1 項の規定は、令和 5 年度における保険料率の算定について準用する。この場合

において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」と読み替えるものとする。

## **附 則**

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の第5条及び附則第9条の規定は、令和3年度以後の年度分の保険料について適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

小田原市企業誘致推進条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 3 年 3 月 3 1 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

### 小田原市条例第 1 3 号

小田原市企業誘致推進条例の一部を改正する条例

小田原市企業誘致推進条例（平成 2 7 年小田原市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 号イ中「若しくは改築し」を「改築し、若しくは賃借し」に改める。

第 3 条第 1 項第 5 号中「令和 9 年 3 月 3 1 日」を「令和 1 0 年 3 月 3 1 日」に改める。

第 5 条中「3 年度分」を「5 年度分」に改める。

第 6 条に次の 1 項を加える。

2 前項に規定する立地奨励金の上限額にかかわらず、適用企業の立地が、新たに市内に本社（商業登記簿に登録した本店をいう。）を設置するものに係るものであり、かつ、規則で定める要件を満たすものである場合には、5, 0 0 0 万円を超えない範囲内で規則で定める額を本社立地加算金として前項の立地奨励金に加算する。

第 7 条中「3 月前の日から当該立地の日の 3 月後の日までの間」を「6 月前の日以後」に、「2 0 万円」を「5 0 万円」に、「1, 0 0 0 万円」を「2, 0 0 0 万円」に改め、同条第 4 号中「6 月」を「1 年」に改める。

第 1 3 条を第 1 4 条とし、第 1 2 条の次に次の 1 条を加える。

（企業等の誘致等に係るその他の奨励措置）

**第 1 3 条** 市は、企業等の誘致の促進及びこれによる本市の産業の振興を図るため、この条例に定めるもののほか、予算の範囲内において、次に掲げる奨励措置を講ずるものとする。

(1) 適用企業の立地に伴い必要となる建設工事等に当たり、市内の事業者の活用を図ることに係る奨励措置

(2) 適用企業の立地に当たり、その従業員が新たに市内に住宅を所有することに係る奨励措置

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に改正前の第2条第4号に規定する立地を行った企業等に係る奨励措置については、なお従前の例による。

小田原市建築審査会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 3 年 3 月 3 1 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

## 小田原市条例第 1 4 号

小田原市建築審査会条例の一部を改正する条例

小田原市建築審査会条例（昭和 5 9 年小田原市条例第 3 9 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条を第 9 条とし、第 7 条の次に次の 1 条を加える。

（専門調査員）

**第 8 条** 審査会の調査審議に係る専門の事項を調査させるため、審査会に、専門調査員を置くことができる。

- 2 専門調査員は、学識経験を有する者のうちから市長が任命する。
- 3 専門調査員は、審査会の命を受けて、第 1 項に規定する専門の事項を調査する。
- 4 前 3 項に規定するもののほか、専門調査員に関し必要な事項は、規則で定める。

### 附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

小田原市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 3 年 3 月 3 1 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

### 小田原市条例第 1 5 号

小田原市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

小田原市病院事業の設置等に関する条例（昭和 4 1 年小田原市条例第 5 9 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 3 項第 5 号を次のように改める。

(5) 脳神経内科

別表に次のように加える。

小田原市新病院建設事業者選定委員会	新病院建設事業に係る設計、施工等の業務を行う事業者の選定等に関する事項につき、事業管理者の諮問に応じて審査し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申すること。	8 人以内
-------------------	--	-------

### 附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

小田原市指定居宅介護支援等に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 3 年 3 月 3 1 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

## 小田原市条例第 1 6 号

小田原市指定居宅介護支援等に関する基準等を定める条例の一部を改正する  
条例

小田原市指定居宅介護支援等に関する基準等を定める条例（平成 3 0 年小田原市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条に次の 2 項を加える。

- 5 指定居宅介護支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 6 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を提供するに当たっては、法第 1 1 8 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日から令和 6 年 3 月 3 1 日までの間、この条例による改正後の小田原市指定居宅介護支援等に関する基準等を定める条例第 5 条第 5 項（同条例第 6 条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

小田原市指定介護予防支援等に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 3 年 3 月 3 1 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

## 小田原市条例第 1 7 号

小田原市指定介護予防支援等に関する基準等を定める条例の一部を改正する  
条例

小田原市指定介護予防支援等に関する基準等を定める条例（平成 2 6 年小田原市条例第 6 0 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条に次の 2 項を加える。

- 5 指定介護予防支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 6 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援を提供するに当たっては、法第 1 1 8 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日から令和 6 年 3 月 3 1 日までの間、この条例による改正後の小田原市指定介護予防支援等に関する基準等を定める条例第 5 条第 5 項（同条例第 6 条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

小田原市指定地域密着型サービスに関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 3 年 3 月 3 1 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

## 小田原市条例第 1 8 号

小田原市指定地域密着型サービスに関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

小田原市指定地域密着型サービスに関する基準等を定める条例（平成 2 4 年小田原市条例第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中第 3 項を第 5 項とし、第 2 項の次に次の 2 項を加える。

- 3 指定地域密着型サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 4 指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスを提供するに当たっては、法第 1 1 8 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日から令和 6 年 3 月 3 1 日までの間、改正後の第 5 条第 3 項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

小田原市指定地域密着型介護予防サービスに関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 3 年 3 月 3 1 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

### 小田原市条例第 1 9 号

小田原市指定地域密着型介護予防サービスに関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

小田原市指定地域密着型介護予防サービスに関する基準等を定める条例（平成 2 4 年小田原市条例第 2 4 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中第 3 項を第 5 項とし、第 2 項の次に次の 2 項を加える。

- 3 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 4 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、指定地域密着型介護予防サービスを提供するに当たっては、法第 1 1 8 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日から令和 6 年 3 月 3 1 日までの間、改正後の第 5 条第 3 項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

小田原市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 3 年 3 月 3 1 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

**小田原市条例第 2 0 号**

## 小田原市市税条例の一部を改正する条例

小田原市市税条例（昭和50年小田原市条例第2号）の一部を次のように改正する。

附則第5項第3号中「附則第15条第30項第1号」を「附則第15条第27項第1号」に改め、同項第4号中「附則第15条第30項第2号」を「附則第15条第27項第2号」に改め、同項第5号中「附則第15条第30項第3号」を「附則第15条第27項第3号」に改め、同項第6号中「附則第15条第38項」を「附則第15条第34項」に改め、同項第7号中「附則第15条第39項」を「附則第15条第35項」に改め、同項中第8号を削り、第9号を第8号とし、第10号を第9号とする。

附則第13項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）の施行の日から令和3年3月31日までの期間（以下「適用期間」という。）内に地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第41項に規定する中小事業者等（以下「中小事業者等」という。）が取得（同項に規定する取得をいう。以下同じ。）をした同項に規定する機械装置等（以下「機械装置等」という。）（中小事業者等が、同項に規定するリース取引（以下「リース取引」という。）に係る契約により機械装置等を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同項に規定する先端設備等に該当する機械装置等を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該機械装置等を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 3 改正後の附則第13項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税及び都市計画税について適用し、令和2年度分までの固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。

組織機構の再編整備等に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

令和 3 年 3 月 3 1 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

**小田原市規則第 4 号**

組織機構の再編整備等に伴う関係規則の整備に関する規則

(小田原市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則の一部改正)

**第1条** 小田原市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則（平成17年小田原市規則第60号）の一部を次のように改正する。

第3条中「水道事業管理者」を「上下水道事業管理者」に、「又は教育委員会」を「、教育委員会又は病院事業管理者」に改める。

様式第2号中

「（小田原市長又は小田原市教育委員会） ㊦ 」を

「（市長等の職名及び氏名） ㊦ 」に改める。

様式第4号中

「（小田原市長又は小田原市教育委員会） ㊦ 」を

「（市長等の職名及び氏名） ㊦ 」に、

「市長（教育委員会の決定の場合は、教育委員会）」を「（市長等の名称）」に改める。

(小田原市事務分掌に関する規則の一部改正)

**第2条** 小田原市事務分掌に関する規則（昭和44年小田原市規則第29号）の一部を次のように改正する。

第2条中

「 秘書室 秘書係

企画部

企画政策課 企画政策係 政策調整係 オリジナル・パラリンピック推進 係 行政基盤強化係

広報広聴課 広報係 広聴係 都市セールス係 」

「 秘書室 秘書係

広報広聴室 広報係 広聴係

企画部

に、

企画政策課 企画政策係 行政経営係 移住定住係 オリジナル・パラリンピック推進係 」

「情報システム課 情報システム係 」を

「未来創造・若者課 未来創造係 共創・若者活躍係

デジタルイノベーション課 情報システム係 デジタルまちづくり係 」に、

「文化政策課 文化政策係 文化交流係 芸術文化創造係 市民ホール整備係」を  
「文化政策課 文化政策係 文化交流係 市民ホール管理係 市民ホール事業  
係」に、

「福祉政策課 総務係 地域福祉係  
生活支援課 自立支援係 保護係」を  
高齡介護課 高齡者福祉係 地域包括支援係 介護予防推進係 介護給付係  
介護認定係

「福祉政策課 福祉政策係 総合支援係 監査指導係  
生活援護課 生活援護係」に、  
高齡介護課 高齡者福祉係 地域包括支援係 介護給付係 介護認定係

「健康づくり課 保健医療係 感染症対策係 成人保健係 母子保健係」を  
「健康づくり課 保健医療係 感染症対策係 成人保健係 介護予防推進係  
母子保健係」に、

「福祉健康部及び子ども青少年部の課（福祉政策課、保険課、健康づくり課及  
び青少年課を除く。）」を

「福祉健康部及び子ども青少年部の課（保険課、健康づくり課及び青少年課を  
除く。）」に、

「水産海浜課 水産政策係 水産振興係 海岸漁港係」を

「水産海浜課 水産振興係 海岸漁港係」に、

「 建築課 市営住宅管理係 市営住宅計画係 建築係 設備係  
下水道部」を

下水道総務課 総務係 業務係  
下水道整備課 計画係 工務係 下水道維持係」

「 建築課 市営住宅管理係 市営住宅計画係 建築係 設備係」に

改める。

第3条秘書室の事務分掌の次に次の室名及び事務分掌を加える。

広報広聴室

- (1) 広報広聴活動の総合的企画及び調整に関すること。
- (2) 広報紙その他広報刊行物の編集及び発行に関すること。
- (3) 視聴覚広報に関すること。

- (4) ホームページ等の管理及び運用に関すること。
- (5) 広報掲示板に関すること。
- (6) 広報委員に関すること。
- (7) 報道機関との連絡調整に関すること。
- (8) 市長への手紙等広聴活動に関すること。
- (9) パブリックコメントに関すること。

第3条企画部企画政策課の事務分掌(1)中「総合的企画」の次に「及び調整」を加え、同課の事務分掌中(3)及び(4)を削り、(5)を(3)とし、(6)から(16)までを2ずつ繰り上げ、(14)の次に次のように加える。

- (15) 移住・定住に関すること。
- (16) 都市イメージの総合的な情報発信に関すること。

第3条企画部広報広聴課の課名及び事務分掌を削る。

第3条企画部職員課の事務分掌の次に次の課名及び事務分掌を加える。

#### 未来創造・若者課

- (1) 各部門にわたる重要事務事業の調整に関すること。
- (2) 公民連携に関すること。
- (3) 若者の活躍に関すること。
- (4) 女性の活躍に関すること。

第3条企画部情報システム課の課名を「デジタルイノベーション課」に改め、同課の事務分掌(1)中「情報化施策」を「地域及び行政の情報化及びデジタル化」に改め、同課の事務分掌(2)中「情報化社会」を「デジタル社会」に改め、同課の事務分掌(6)中「運用及び管理」を「管理及び運用」に改める。

第3条市民部戸籍住民課の事務分掌中(16)を(17)とし、(15)の次に次のように加える。

- (16) ご遺族手続きサポートコーナーに関すること。

第3条文化部文化政策課の事務分掌(7)中「市民ホール」を「小田原市民ホール」に改め、同課の事務分掌中(11)を(12)とし、(8)から(10)までを1ずつ繰り下げ、(7)の次に次のように加える。

- (8) 小田原市民ホールの管理及び運営に関すること。

第3条文化部図書館の事務分掌中(8)を削り、(9)を(8)とし、(10)を(9)とする。

第3条環境部環境保護課の事務分掌(26)中「小規模受水槽水道」を「小規模貯水槽水道」に改める。

第3条福祉健康部福祉政策課の事務分掌中(16)を(23)とし、(15)を(21)とし、(21)の次に、次のように加える。

(22) 福祉事務所内の連絡調整に関すること。

第3条福祉健康部福祉政策課の事務分掌(14)の次に次のように加える。

(15) 成年後見制度の利用促進の総括に関すること。

(16) 福祉に関する総合的な支援に関すること。

(17) 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）に基づく自立支援事業の実施に関すること。

(18) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく支援給付に関すること。

(19) 行旅病人及び行旅死亡人並びに行旅困窮者に関すること。

(20) 生活保護法外援護事業に関すること。

第3条福祉健康部生活支援課の課名を「生活援護課」に改め、同課の事務分掌(4)から(8)までを削る。

第3条福祉健康部高齢介護課の事務分掌(8)中「老人福祉法」の次に「（昭和38年法律第133号）」を加え、同課の事務分掌(20)中「ねんりんピックかながわ2021」を「全国健康福祉祭」に改め、同課の事務分掌中(20)を(21)とし、(9)から(19)までを1ずつ繰り下げ、(8)の次に次のように加える。

(9) 高齢者の成年後見制度の利用に関すること。

第3条福祉健康部障がい福祉課の事務分掌中(17)を(18)とし、(14)から(16)までを1ずつ繰り下げ、(13)の次に次のように加える。

(14) 障害者の成年後見制度の利用に関すること。

第3条福祉健康部保険課の事務分掌(5)中「特定健康診査、特定保健指導その他保健事業」を「医療費の適正化」に改める。

第3条福祉健康部健康づくり課の事務分掌(3)中「及び増進」を「、増進及び介護予防」に改め、同課の事務分掌(13)中「及び特定保健指導の実施」を「、特定保健指導その他保健事業」に改める。

第3条子ども青少年部子育て政策課の事務分掌中(12)を(13)とし、(4)から(11)までを1ずつ繰り下げ、(3)の次に次のように加える。

(4) 子育て支援センターの管理及び運営に関すること。

第3条経済部観光課の事務分掌に次のように加える。

(7) 観光交流センターの管理及び運営に関すること。

第3条下水道部の部名、同部下水道総務課の課名及び事務分掌並びに同部下水道整備課の課名及び事務分掌を削る。

(小田原市職員の職の設置等に関する規則の一部改正)

**第3条** 小田原市職員の職の設置等に関する規則（昭和42年小田原市規則第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び市長の所管に属する病院」を削る。

第4条を削る。

第5条中「前2条」を「前条」に、「別表第5」を「別表第3」に改め、同条を第4条とする。

第6条中「前3条」を「前2条」に改め、「及び市長の所管に属する病院」を削り、「別表第6」を「別表第4」に改め、同条を第5条とする。

第7条を第6条とする。

別表第3及び別表第4を削る。

別表第5中「第5条関係」を「第4条関係」に改め、別表第5の(1)の表を削り、別表第5の(2)の表の表名を削り、同表中

職名	職務内容
----	------

」を

職名	職務内容
理事	事務事業の進行管理及び総合調整に関すること。
技監	技術部門の統括に関すること。

」に

改め、別表第5の(3)の表を削り、別表第5を別表第3とする。

別表第6中「第6条関係」を「第5条関係」に、

技術職	主事	技術職員
	主事補	

	医師、保健師、助産師、看護師	を	
	栄養士、薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、准看護師		
技術職	主事	技術職員	に
	主事補		

改め、同表を別表第 4 とする。

(小田原市副市長の事務の分担に関する規則の一部改正)

**第 4 条** 小田原市副市長の事務の分担に関する規則（平成 4 年小田原市規則第 4 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「下水道部、市立病院及び水道局」を「市立病院及び上下水道局」に改める。

第 3 条中「秘書室」を「秘書室及び広報広聴室」に改める。

(小田原市公印規則の一部改正)

**第 5 条** 小田原市公印規則（昭和 2 9 年小田原市規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 1 号中エを削り、オをエとし、カをオとし、同項第 2 号中スからソまでを削り、タをスとし、チをセとし、ツをソとする。

別表第 1 を次のように改める。

**別表第 1**（第 3 条関係）

公印の名称	形式	書体	寸法	管守者
小田原市役所印	1	古印体	方 3 6 mm	総務課長
神奈川県小田原市印	2	てん書体	方 2 1 mm	同
高齢介護課専用小田原市印	3	古印体	同	高齢介護課長
国民健康保険被保険者証用、国民健康保険及び介護保険被保険者証被保険者確認用並びに住民基本台帳カード及び個人番号カ	4	同	方 9 mm	戸籍住民課長、マロニエ係長、いずみ係長、こゆるぎ係長、高齢介護課

一ト記載事項訂正用小田原市長印				長及び保険課長
小田原市立何々保育園印	5	同	方36mm	保育園長
小田原市消防本部印	6	同	同	消防総務課長
小田原市何々消防署之印	7	てん書体	同	消防署長
小田原市長印	8	古印体	方21mm	総務課長
電子印影専用小田原市長印	9	同	同	同
賞状、表彰状及び感謝状用小田原市長印	10	同	方30mm	同
納税・納入その他の通知書、印鑑登録証等用小田原市長印	11	同	方15mm	同
戸籍、住民基本台帳関係通知書用小田原市長印	12	同	方9mm	戸籍住民課長
医療証及び児童扶養手当証書記載事項訂正用小田原市長印	13	てん書体	同	障がい福祉課長及び子育て政策課長
戸籍住民課専用小田原市長印	14	古印体	方21mm	戸籍住民課長
水産海浜課専用小田原市長印	15	同	同	水産海浜課長
市税総務課専用小田原市長印	16	同	同	市税総務課長
青果市場係専用神奈川県小田原市長印	17	てん書体	同	青果市場係長
市民税課専用小田原市長印	18	古印体	同	市民税課長
資産税課専用小田原市長印	19	同	同	資産税課長
地域センター住民窓口何々住民窓口専用小田原市長印	20	同	同	マロニエ係長、いずみ係長及びこゆるぎ係長
アークロード市民窓口専用小田原市長印	21	同	同	アークロード市民窓口係長
高齢介護課専用小田原市長印	22	同	同	高齢介護課長
保険課専用小田原市長印	23	同	同	保険課長
健康づくり課専用小田原市長印	24	同	同	健康づくり課長

建築指導課専用小田原市長印	25	同	同	建築指導課長
開発審査課専用小田原市長印	26	同	同	開発審査課長
事業課専用小田原市長印	27	同	同	事業課長
消防本部専用神奈川県小田原市長印	28	てん書体	同	消防総務課長
広域証明に係る戸籍の全部事項証明書及び個人事項証明書の契印専用小田原市長印	29	古印体	同	戸籍住民課長
在留カード及び特別永住者証明書用小田原市長印	30	同	縦4mm 横20mm	同
神奈川県小田原市長職務代理者印	31	てん書体	方21mm	使用する場合においては市長印に準じ、通常は総務課長が保管する。
戸籍住民課専用神奈川県小田原市長職務代理者印	32	同	同	同
水産海浜課専用神奈川県小田原市長職務代理者印	33	同	同	同
資産税課専用神奈川県小田原市長職務代理者印	34	同	同	同
青果市場係専用神奈川県小田原市長職務代理者印	35	同	同	同
市民税課専用小田原市長職務代理者印	36	古印体	同	同
市税総務課専用小田原市長職務代理者印	37	同	同	同
地域センター住民窓口何々住民窓口専用小田原市長職務代理者印	38	同	同	同

アークロード市民窓口専用小田原市長職務代理者印	39	同	同	同
高齢介護課専用小田原市長職務代理者印	40	同	同	同
保険課専用小田原市長職務代理者印	41	同	同	同
健康づくり課専用小田原市長職務代理者印	42	同	同	同
建築指導課専用小田原市長職務代理者印	43	同	同	同
開発審査課専用小田原市長職務代理者印	44	同	同	同
事業課専用小田原市長職務代理者印	45	同	同	同
消防本部専用神奈川県小田原市長職務代理者印	46	てん書体	同	同
広域証明に係る戸籍の全部事項証明書及び個人事項証明書の契印専用小田原市長職務代理者印	47	古印体	同	同
在留カード及び特別永住者証明書用小田原市長職務代理者印	48	同	縦4mm 横20mm	同
小田原市副市長印	49	同	方21mm	総務課長
小田原市部長之印	50	てん書体	同	同
小田原市課長之印	51	同	同	同
小田原市会計管理者印	52	古印体	同	会計管理者
領収証書用小田原市会計管理者印	53	同	方15mm	同
小田原市会計管理者職務代理者印	54	同	方21mm	使用する場合には当該職務代

				理者が、通常は会計管理者が保管する。
領収証書用小田原市会計管理者職務代理人印	5 5	同	方 1 5 mm	同
小田原市聴聞主宰者之印	5 6	同	方 2 1 mm	総務課長
小田原市福祉事務所長印	5 7	同	同	福祉事務所長
生活保護決定通知書用小田原市福祉事務所長印	5 8	同	方 1 5 mm	同
身体障害者手帳用小田原市福祉事務所長印	5 9	同	縦 7. 5 mm 横 1 8 mm	同
小田原市立何々保育園長印	6 0	同	方 2 1 mm	保育園長
小田原市建築主事印	6 1	同	同	建築指導課長
小田原市建築監視員印	6 2	同	同	同
小田原市消防長印	6 3	同	同	消防総務課長
小田原市消防長職務代理人印	6 4	同	同	同
小田原市何々消防署長之印	6 5	てん書体	同	消防署長

別表第 2 中 3 の図から 5 の図までを削り、2 の図を 5 の図とし、1 の 4 の図を 4 の図とし、1 の 3 の図を 3 の図とし、1 の 2 の図を 2 の図とし、3 6 の図を 6 5 の図とし、3 5 の 2 の図を 6 4 の図とし、3 5 の図を 6 3 の図とし、3 2 の 4 の図から 3 4 の図までを削り、3 2 の 3 の図を 6 2 の図とし、3 2 の 2 の図を 6 1 の図とし、3 0 の図から 3 2 の図までを削り、2 9 の図を 6 0 の図とし、2 8 の図を 5 9 の図とし、2 7 の図を 5 8 の図とし、2 6 の図を 5 7 の図とし、2 5 の 3 の図を 5 6 の図とし、2 5 の 2 の図を 5 5 の図とし、2 5 の図を 5 4 の図とし、2 4 の 2 の図を 5 3 の図とし、2 4 の図を 5 2 の図とし、2 3 の 6 の図を 5 1 の図とし、2 3 の 5 の図を 5 0 の図とし、2 3 の 4 の図を 4 9 の図とし、2 3 の 3 の図を 4 8 の図とし、2 3 の 2 の図を 4 7 の図とし、2 3 の図を 4 6 の図とし、2 1 の 5 の図から 2 2 の 2 の図までを削り、2 1 の 4 の図を 4 5 の図とし、2 1 の 3 の図を 4 4 の図とし、2 1 の 2 の図を 4 3 の図とし、2 1 の図を 4 2 の図とし、2 0 の 3 の図を 4 1 の図とし、2 0 の 2 の

図を40の図とし、20の図を削り、19の11の図を39の図とし、19の9の図及び19の10の図を削り、19の8の図を38の図とし、19の7の図を37の図とし、19の6の図を36の図とし、19の4の図及び19の5の図を削り、19の3の図を35の図とし、19の2の図を34の図とし、18の図及び19の図を削り、17の2の図を33の図とし、17の図を32の図とし、16の図を31の図とし、15の3の図を30の図とし、15の2の図を29の図とし、15の図を28の図とし、13の5の図から14の2の図までを削り、13の4の図を27の図とし、13の3の図を26の図とし、13の2の図を25の図とし、13の図を24の図とし、12の3の図を23の図とし、12の2の図を22の図とし、12の図を削り、11の11の図を21の図とし、11の9の図及び11の10の図を削り、11の8の図を20の図とし、11の7の図を19の図とし、11の6の図を18の図とし、11の4の図及び11の5の図を削り、11の3の図を17の図とし、11の2の図を16の図とし、10の図及び11の図を削り、9の2の図を15の図とし、9の図を14の図とし、8の6の図を13の図とし、8の5の図を12の図とし、8の4の図を11の図とし、8の3の図を10の図とし、8の2の図を9の図とする。

(小田原市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

**第6条** 小田原市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成元年小田原市規則第25号）の一部を次のように改正する。

第7条第3号中「市立病院における」を削る。

(小田原市次世代育成支援対策推進法の特定事業主等を定める規則の一部改正)

**第7条** 小田原市次世代育成支援対策推進法の特定事業主等を定める規則（平成17年小田原市規則第4号）の一部を次のように改正する。

本則の表消防長の項を削り、同表に次のように加える。

消防長	消防長が任命する職員
病院事業管理者	病院事業管理者が任命する職員

(小田原市女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則の一部改正)

**第8条** 小田原市女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則（平成28年小田原市規則第14号）の一部を次のように改正する。

本則中「第15条第1項」を「第19条第1項」に改め、本則の表消防長の項を削り、同表に次のように加える。

消防長	消防長が任命する職員
病院事業管理者	病院事業管理者が任命する職員

(小田原市職員の退職管理に関する規則の一部改正)

**第9条** 小田原市職員の退職管理に関する規則（平成28年小田原市規則第13号）の一部を次のように改正する。

第6条第4号を次のように改める。

(4) 上下水道局長

第19条第3号中「等級別基準職務表」を「小田原市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（令和2年小田原市条例第46号）附則第6項の規定による改正前の小田原市職員の給与に関する条例別表第6（以下「改正前の等級別基準職務表」という。）」に改め、同条第4号及び第5号中「等級別基準職務表」を「改正前の等級別基準職務表」に改め、同条に次の1項を加える。

2 小田原市病院事業企業職員の給与の額及び支給方法等に関する規程（令和3年小田原市立病院管理規程第15号）別表第6において給料表の区分及び職務の級ごとに標準的な職務として定められた職であって、前項各号に定める職に相当するものは、それぞれ同項各号に定める職とみなす。

(小田原市職員被服等貸与規則の一部改正)

**第10条** 小田原市職員被服等貸与規則（昭和37年小田原市規則第5号）の一部を次のように改正する。

第1条中「小田原市職員定数条例（昭和24年小田原市条例第100号）第2条に規定する職員（水道事業管理者の事務部局の職員）」を「常時勤務を要する職員（企業職員）」に改める。

別表の5の項中「（病院に勤務する者を除く。）」を削り、同表の7の項及び8の項を削る。

(小田原市職員の給与に関する条例施行規則の一部改正)

**第11条** 小田原市職員の給与に関する条例施行規則（昭和37年小田原市規則第20号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第3条」を「第3条第1項」に改め、第3号から第5号までを削る。

第8条第2項及び第3項を削り、同条第4項中「第17条第3項」を「第17条第2項」に改め、同項を同条第2項とする。

第10条の表医療職給料表（1）の適用を受ける職員の項から医療職給料表（3）の適用を受ける職員の項までを削る。

第11条を削り、第12条を第11条とし、第13条から第15条までを1条ずつ繰り上げる。

（小田原市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部改正）

**第12条** 小田原市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（昭和47年小田原市規則第7号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「又は第34条に規定する職員」を削る。

第32条中「第36条及び第37条」を「第37条及び第38条」に改める。

第34条を削る。

第33条中「第36条及び第37条」を「第37条及び第38条」に、「第35条」を「次条」に改め、同条を第34条とし、第32条の2を第33条とする。

第35条第1項中「第33条」を「前条」に改める。

第39条を削り、第8章中第38条を第39条とし、第37条を第38条とし、第36条を第37条とする。

第35条の2中「又は医療職給料表（1）」を削り、「一般職給料表（2）の適用を受ける職員にあっては57歳とし、医療職給料表（1）の適用を受ける職員にあっては60歳」を「57歳」に改め、同条を第36条とする。

別表第2備考中「、工務員及び診療補助員」を「及び工務員」に改め、同表の3の表から5の表までを削る。

別表第4その他の期間の項中「医療に関する職務等」を削る。

別表第6の3の表から5の表までを削る。

別表第7の3の表から5の表までを削る。

別表第7の2備考中「及び第34条に規定する職員」を削る。

（小田原市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部改正）

**第13条** 小田原市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則（平成2年小田原市規則第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中第5号及び第6号を削り、第7号を第5号とし、第8号を第6号とし、同項第9号中「市立病院の使用料及び手数料並びに」を削り、同号を同項第7号とする。

第4条第1項第1号中「福祉健康部生活支援課」を「福祉健康部生活援護課」に改め、同項第7号を同項第8号とし、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

(5) 福祉健康部福祉政策課に勤務する職員のうち前各号に規定する職員に準じた援護、育成又は更正の措置に関する事務を行う職員

第4条第2項第1号中「第5号」を「第6号」に改め、同項第2号中「前項第6号」を「前項第7号」に改め、同項第3号中「前項第7号」を「前項第8号」に改める。

第7条第1項第8号中「市立病院及び」を削り、同項中第9号及び第10号を削り、第11号を第9号とし、第12号を第10号とし、同条第2項第1号中「第9号」を「第8号」に改め、同項第2号を削り、同項第3号中「前項第11号及び第12号」を「前項第9号及び第10号」に改め、同号を同項第2号とする。

第8条第1項第5号から第8号までを削り、同条第2項を次のように改める。

2 条例第12条第2項の特殊作業手当の額は、日額200円とする。

第8条の2から第10条までを削る。

第11条中「第17条第2項」を「第13条第2項」に改め、同条を第9条とする。

第12条中「第18条第2項」を「第14条第2項」に改め、同条を第10条とする。

第13条を削る。

第14条第1項第13号及び第14号を削り、同項第15号中「様式第15号」を「様式第13号」に改め、同号を同項第13号とし、同項第16号中「様式第16号」を「様式第14号」に改め、同号を同項第14号とし、同項第17号から第23号までを削り、同条第2項中「除く。）、」を「除く。）及び」に改め、「、条例第16条第1項に規定する業務及び条例附則第4項第1号、第2号、第6号及び第7号に規定する業務（同項第2号に規定する業務にあつては、手術業務に限る。）」を削り、「、勤務表、分べん台帳、手術室管理日誌、剖検一覧表又は組織診迅速診断受付一覧表」を「又は勤務表」に改め、同条を第11条とし、第15条を第12条とする。

附則第3項の前の見出し及び同項から第5項までを削る。

附則第6項の前の見出しを削り、同項中「附則第6項」を「附則第4項」に改め、同項を附則第3項とし、同項の前に見出しとして「（感染症接触手当の特例）」を付する。

附則第7項中「附則第7項」を「附則第5項」に改め、同項を附則第4項とする。

様式第1号から様式第10号までの規定中「第14条」を「第11条」に改める。

様式第11号中「第14条」を「第11条」に改め、同様式の1を削り、同様式の2を同様式とする。

様式第12号中「第14条」を「第11条」に改める。

様式第13号及び様式第14号を削る。

様式第15号中「第14条」を「第11条」に改め、同様式を様式第13号とする。

様式第16号中「第14条」を「第11条」に、「

看護部長	看護師長
課長	係長

」を

「

課長	係長
----	----

」に改め、同様式を様式第14号とする。

様式第17号から様式第23号までを削る。

（小田原市職員の管理職手当に関する規則の一部改正）

**第14条** 小田原市職員の管理職手当に関する規則（昭和36年小田原市規則第20号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表中「1 一般職給料表(1)」を「一般職給料表(1)の適用を受ける職員に対する管理職手当」に改め、同表8級の項中「担当部長 局長」を「担当部長」に、「福祉事務所副所長 副局長」を「福祉事務所副所長」に改め、同表の7級の項中「事務長 栄養科長」を「事務長」に改め、同表の6級の項中「副事務長 副栄養科長」を「副事務長」に改め、別表の2の表から4の表までを削る。

（小田原市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部改正）

**第15条** 小田原市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則（昭和39年小田原市規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1一般職給料表(1)の項中「、副局長」を削り、同表医療職給料表(1)の項から医療職給料表(3)の項までを削る。

（小田原市職員の退職手当に関する条例施行規則の一部改正）

**第16条** 小田原市職員の退職手当に関する条例施行規則（平成9年小田原市規則第35号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表中「平成18年4月1日以後適用されている」を「平成18年4月1日から平成23年3月31日までの間において適用されていた」に、「平成18年4月以後の給与条例」を「平成18年4月以後平成23年3月以前の給与条例」に、「小田原市職員の給与に関する条例（以下「給与条例」を「平成8年4月1日から平成23年3月31日までの間において適用されていた小田原市職員の給与に関する条例（以下「平成8年4月以後平成23年3月以前の給与条例」に、「給与条例の医療職給料表（3）」を「平成8年4月以後平成23年3月以前の給与条例の医療職給料表（3）」に、「給与条例の医療職給料表（2）」を「平成8年4月以後平成23年3月以前の給与条例の医療職給料表（2）」に改め、別表の2の表第1号区分の項第1号中「給与条例」を「小田原市職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）」に改め、同項第2号中「給与条例」を「平成23年4月1日から令和3年3月31日までの間において適用されていた給与条例（以下「平成23年4月以後令和3年3月以前の給与条例」という。）」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 前2号に掲げる者に準ずる者として市長が定める者

別表の2の表第2号区分の項第2号及び第3号中「給与条例」を「平成23年4月以後令和3年3月以前の給与条例」に改め、同項に次の1号を加える。

(4) 前3号に掲げる者に準ずる者として市長が定める者

別表の2の表第3号区分の項第2号から第4号までの規定中「給与条例」を「平成23年4月以後令和3年3月以前の給与条例」に改め、同項に次の1号を加える。

(5) 前各号に掲げる者に準ずる者として市長が定める者

別表の2の表第4号区分の項第2号から第4号までの規定中「給与条例」を「平成23年4月以後令和3年3月以前の給与条例」に改め、同項に次の1号を加える。

(5) 前各号に掲げる者に準ずる者として市長が定める者

別表の2の表第5号区分の項第3号及び第4号中「給与条例」を「平成23年4月以後令和3年3月以前の給与条例」に改め、同項に次の1号を加える。

(5) 前各号に掲げる者に準ずる者として市長が定める者

別表の2の表第6号区分の項第3号から第5号までの規定中「給与条例」を「平成23年4月以後令和3年3月以前の給与条例」に改め、同項に次の1号を加える。

(6) 前各号に掲げる者に準ずる者として市長が定める者

(小田原市職員の外国旅行の旅費に関する規則の一部改正)

**第17条** 小田原市職員の外国旅行の旅費に関する規則（昭和46年小田原市規則第42号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1号の項中「及び教育長」を「、教育長及び病院事業管理者」に改め、同表の2号の項中「若しくは6級、医療職給料表（1）の4級、3級若しくは2級、医療職給料表（2）の6級、5級若しくは4級又は医療職給料表（3）の6級、5級若しくは4級」を「又は6級」に改め、同表の3号の項中「、一般職給料表（2）」を「又は一般職給料表（2）」に改め、「、医療職給料表（1）の1級、医療職給料表（2）の3級、2級若しくは1級又は医療職給料表（3）の3級、2級若しくは1級」を削る。

(小田原市財産規則の一部改正)

**第18条** 小田原市財産規則（昭和40年小田原市規則第57号）の一部を次のように改正する。

別表秘書室の項の次に次のように加える。

広報広聴室	広報係長
-------	------

別表広報広聴課の項を削り、同表職員課の項の次に次のように加える。

未来創造・若者課	未来創造係長
----------	--------

別表情報システム課の項中「情報システム課」を「デジタルイノベーション課」に改め、同表福祉政策課の項中「総務係長」を「福祉政策係長」に改め、同表生活支援課の項を次のように改める。

生活援護課	生活援護係長
-------	--------

別表水産海浜課の項中「水産政策係長」を「水産振興係長」に改め、同表下水道総務課の項及び下水道整備課の項を削る。

(生活保護法施行細則の一部改正)

**第19条** 生活保護法施行細則（平成14年小田原市規則第9号）の一部を次のように改正する。

様式第15号中「保護係長」を「係長」に改める。

(小田原市公営企業の主要職員の範囲を定める規則の一部改正)

**第20条** 小田原市公営企業の主要職員の範囲を定める規則(昭和36年小田原市規則第7号)の一部を次のように改正する。

本則中「の規定により、水道事業管理者が任免する職員のうちあらかじめ市長の同意を得なければならない者」を「に規定する主要な職員」に改める。

(小田原市職員の医師に係る通勤手当の特例に関する規則等の廃止)

**第21条** 次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 小田原市職員の医師に係る通勤手当の特例に関する規則(平成18年小田原市規則第38号)
- (2) 小田原市水道料金審議会規則(昭和61年小田原市規則第47号)
- (3) 小田原市水道料金等徴収業務事業者選定委員会規則(平成28年小田原市規則第12号)
- (4) 高田浄水場等運転管理業務事業者選定委員会規則(平成29年小田原市規則第12号)
- (5) 高田浄水場再整備事業推進委員会規則(平成31年小田原市規則第11号)
- (6) 小田原市下水道事業の財務に関する規則(平成28年小田原市規則第15号)
- (7) 小田原市下水道条例施行規則(昭和41年小田原市規則第49号)
- (8) 小田原市公共下水道排水設備工事指定工事店規則(平成11年小田原市規則第4号)
- (9) 小田原都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規則(昭和63年小田原市規則第5号)
- (10) 小田原市下水道運営審議会規則(昭和54年小田原市規則第14号)
- (11) 小田原市水洗便所改造等資金融資あっせん規則(平成30年小田原市規則第8号)
- (12) 小田原市下水道コミュニティーホール条例施行規則(平成7年小田原市規則第18号)
- (13) 小田原市立病院管理規則(昭和42年小田原市規則第75号)
- (14) 小田原市立病院処務規則(昭和41年小田原市規則第36号)
- (15) 小田原市病院事業の財務に関する特例を定める規則(昭和40年小田原市規則第53号)

(16) 小田原市看護師等奨学金貸付条例施行規則（昭和41年小田原市規則第29号）

(17) 小田原市立病院運営審議会規則（昭和54年小田原市規則第15号）

**附 則**

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

小田原市学校給食センター整備事業者選定委員会規則をここに公布する。

令和 3 年 3 月 3 1 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

## 小田原市規則第 5 号

小田原市学校給食センター整備事業者選定委員会規則

(趣旨)

**第 1 条** この規則は、小田原市附属機関設置条例（昭和 5 4 年小田原市条例第 1 号）第 2 条の規定に基づき設置された小田原市学校給食センター整備事業者選定委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

**第 2 条** 委員会は、学校給食センター整備事業に係る設計、施工等の業務を行う事業者の選定に関する事項につき、市長の諮問に応じて審査し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申するものとする。

(委員)

**第 3 条** 委員会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 前条に規定する事項に関して専門的な知識を有する者
- (2) 市の職員
- (3) 前 2 号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

2 委員は、委員会に諮問された事項に関する審査が終了したときは、解嘱され、又は解任されるものとする。

(委員長)

**第 4 条** 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

**第5条** 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

**第6条** 委員会において必要があると認めるときは、その会議に、議事に関係のある者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(除斥)

**第7条** 委員は、自己、配偶者又は3親等内の親族の利害に関係のある事案については、その議事に加わることができない。ただし、委員会の同意があったときは、会議に出席し、発言することができる。

2 前項の規定により委員長が議事に加わることができない場合には、その議事に限り、第4条第3項に規定する委員長があらかじめ指名する委員が、委員長の職務を行う。

(秘密の保持)

**第8条** 委員は、職務上知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(庶務)

**第9条** 委員会の事務は、教育委員会教育部学校安全課において処理する。

(委任)

**第10条** この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

## 附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

小田原市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例施行規則をここに公布する。

令和 3 年 3 月 3 1 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

**小田原市規則第 6 号**

## 小田原市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例施行規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、小田原市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例（令和3年小田原市条例第7号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

**第2条** この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(保存建築物指定の申請)

**第3条** 保存建築物指定を受けようとする者は、保存建築物指定申請書（様式第1号）の正本及び副本に、それぞれ次に掲げる図書を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 保存活用計画（様式第2号）

(2) 指定の対象となる建築物（以下この条において「対象建築物」という。）の要件に該当することを証する書面

(3) 条例第5条第2項の同意を得たことを証する書面

(4) 当該申請の日現在の対象建築物の状況（次に掲げる場合にあつては、それぞれ次に定める状況）を表示した別表第1の(1)の項に掲げる図書

ア 対象建築物が既に解体されている場合 当該申請の日現在の対象建築物を再現する敷地の状況及び解体される前の対象建築物の状況

イ 保存活用計画において、対象建築物を移築することとする場合（アの場合を除く。） 当該申請の日現在の対象建築物の存する敷地及び対象建築物の状況

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書

2 前項の規定にかかわらず、市長は、同項に掲げる図書の添付の必要がないと認めるときは、これを省略させることができる。

(保存活用計画)

**第4条** 保存活用計画には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

(1) 別表第1の(2)の項から(4)の項までに掲げる図書（市長が添付を要しないと認めるものを除く。）

(2) 保存活用計画概要書（様式第3号）

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書

(保存建築物の表示の方法)

**第5条** 条例第8条の規定による表示は、様式第4号による表示板を用いて行うものとする。

(保存活用計画の変更申請)

**第6条** 保存活用計画を変更しようとする者は、保存建築物変更指定申請書(様式第5号)の正本及び副本に、それぞれ次に掲げる図書を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 変更後の保存活用計画
- (2) 変更後の保存活用計画概要書
- (3) 別表第1に掲げる図書(変更に係る部分に限る。)
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書

2 第3条第2項の規定は、前項の保存活用計画の変更について準用する。

(保存活用計画の軽微な変更)

**第7条** 保存活用計画における次に掲げる事項に係る変更については、前条の規定は適用しない。

- (1) 保存建築物の名称
- (2) 保存建築物の所有者
- (3) 保存対象敷地の地名及び地番(保存対象敷地の境界線の変更を伴わないものに限る。)
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が保存建築物の保存を図る上で特に支障がないと認める事項

(保存活用計画概要書の縦覧)

**第8条** 保存活用計画概要書は、これに係る保存建築物指定がその効力を失うまでの間、その事務所に備えて、一般の縦覧に供しなければならない。

(所有者等の変更等の届出)

**第9条** 条例第11条第2項(同条第6項において準用する場合を含む。)、第3項及び第5項の規定による届出は、所有者等の変更等届(様式第6号)の正本及び副本に、当該届出に係る事項を証する書類を添えて行うものとする。

(維持管理の報告)

**第10条** 条例第12条の規定による報告(以下この条において「維持管理報告」とい

う。)は、維持管理報告書(様式第7号)に、別表第2に掲げる図書(市長が添付を要しないと認めるものを除く。)を添えて行うものとする。ただし、階数が2以下で、延べ面積が200平方メートル以下の一戸建ての住宅又は居室のない建築物にあっては、この限りでない。

2 維持管理報告は、これに係る保存建築物について完了検査の検査済証を交付された日(条例第14条に規定する工事又は行為を行っていない場合は、保存建築物指定をされた日)の翌日から起算して、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、当該各号に定める期間ごとに、当該期間の満了の日までに行うものとする。ただし、その期限までに報告をしなかったことについて、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(1) ホテル、旅館その他の宿泊施設を備える建築物(延べ面積が200平方メートル以上で、2以上の階数を有し、かつ、当該用途に供する部分が避難階以外の階に及ぶものに限る。) 1年

(2) 前号に掲げる建築物以外の建築物 3年

3 維持管理報告は、その期限となる日の属する月の前月の初日から行うことができるものとする。

4 維持管理報告は、報告前の3月以内に調査し作成したものでなければならない。

(増築等許可の申請等)

**第11条** 増築等許可を受けようとする者は、増築等許可申請書(様式第8号)の正本及び副本に、それぞれ別表第1に掲げる図書その他市長が必要と認める図書を添えて、市長に申請しなければならない。

2 第3条第2項の規定は、前項の増築等許可の申請について準用する。

(建築主等の変更の届出)

**第12条** 増築等許可を受けた建築主は、次に掲げる場合には、建築主等変更届(様式第9号)の正本及び副本に、当該増築等許可に係る許可書を添えて、市長に届け出なければならない。

(1) 建築主を変更しようとする場合

(2) 工事監理者又は工事施工者を変更しようとする場合

(3) 建築主、工事監理者又は工事施工者の住所又は氏名の変更があった場合

(許可を要しない行為)

**第13条** 条例第14条第1項ただし書の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

- (1) 保存活用計画に記載された維持管理に関する事項に該当する行為
- (2) 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が保存建築物の保存を図る上で特に支障がないと認める行為  
(中間検査)

**第14条** 条例第15条第2項の規定による申請は、中間検査申請書（様式第10号）により行うものとする。

- 2 条例第15条第6項の中間検査合格証は、様式第11号によるものとする。  
(完了検査)

**第15条** 条例第16条第1項の規定による申請は、完了検査申請書（様式第12号）により行うものとする。

- 2 条例第16条第5項の検査済証は、様式第13号によるものとする。  
(申請をすることができないやむを得ない理由)

**第16条** 条例第15条第3項ただし書及び第16条第2項ただし書の規定による規則で定めるやむを得ない理由は、災害その他の事由とする。  
(仮使用の認定の申請等)

**第17条** 条例第17条第1項ただし書の規定による検査済証の交付を受ける前の使用に係る認定を受けようとする者は、仮使用認定申請書（様式第14号）の正本及び副本に、それぞれ別表第3に掲げる図書を添えて、市長に申請しなければならない。  
(工事現場における許可の表示)

**第18条** 条例第23条第1項の規定による表示は、様式第15号による表示板を用いて行うものとする。  
(報告又は物件の提出)

**第19条** 条例第25条第1項の規定による報告は、調査事項等報告書（様式第16号）により行うものとする。  
2 条例第25条第2項の規定による帳簿、書類その他の物件の提出は、物件提出書（様式第17号）を添えて行うものとする。  
(身分を示す証明書)

**第20条** 条例第26条第2項の証明書は、様式第18号によるものとする。

## 附 則

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1 (第 3 条、第 4 条、第 6 条、第 11 条関係)

区分	図書	明示すべき事項
(1)	付近見取図	敷地の位置、縮尺、方位、道路及び目標となる地物
	敷地面積求積図	敷地面積の求積に必要な敷地の各部分の寸法及び算式
(2)	配置図	縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における建築物の位置及び用途、申請に係る建築物と他の建築物との別、土地の高低、敷地が接する道路の位置及び幅員並びに隣接する建築物の用途及び概略
	各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途、床面積並びに壁、通し柱、開口部及び防火戸の位置（工場にあってはこれらの事項並びに作業場の位置並びに機械設備及びこれに付属する工作物の位置及び名称を、危険物の貯蔵又は処理の用途に供する建築物にあってはこれらの事項及び危険物の貯蔵又は処理を行う位置を含む。）
	建築面積求積図	建築面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式
	床面積求積図	建築物の床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式
	2 面以上の立面図	縮尺、開口部及び防火戸の位置並びに外壁及び軒裏の構造及び仕上材料
	2 面以上の断面図	縮尺、各階の床及び天井（天井がない場合にあっては、屋根）の高さ、軒、ひさし及びけらばの出並びに建築物の各部分の高さ
	基礎伏図	縮尺、構造耐力上主要な部分に使用される部材の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法
各階床伏図		
小屋伏図		
2 面以上の軸組図		
(3)	構造詳細図	縮尺並びに構造耐力上主要な部分（接合部を含む。）、屋根ふき材、内装材、外装材、帳壁その他これらに類する建築物の部分及び広告塔、装飾塔その他建築物の屋外に取り付けるものの取付部分の構造方法

	使用構造材料一覧表	構造耐力上主要な部分である部材に使用される全ての材料の種別及び使用部位
	安全性の評価のための調査結果報告書	構造耐力上主要な部分（接合部を含む。）に使用される部材の劣化及び損傷の状況
		屋根、軒裏、外壁、開口部並びに室内の仕上げの材料の種別及び厚さ
	地震に対する安全性の評価説明書	構造耐力上主要な部分についての地震に対する安全性の評価結果
		構造耐力上主要な部分についての地震に対する安全性の評価結果の適切性に関する検討結果
	火災に対する安全性の評価説明書	建築物の内部で生じる火災に対する安全性の評価結果
		建築物の外部で生じる火災に対する安全性の評価結果
		建築物の火災に対する安全性の評価結果の適切性に関する検討結果
(4)	地震又は火災に対する安全性の向上を目的とした改修計画書	地震又は火災に対する安全性の向上を目的とした建築物の改修工事の内容
		地震又は火災に対する安全性の向上を目的とした建築物の改修工事の実施時期
	維持管理に関する事項を記載した書面	建築物の敷地、構造及び建築設備の状況について安全上支障がないことを確認するために行う調査の項目及び概要
		条例第12条の規定に基づく維持管理の報告の時期及び方法
		建築物の敷地、構造及び建築設備を適切な状態に維持するために必要な措置
備考		
1 付近見取図にあっては、縮尺が2, 500分の1以上であるものとする。		
2 配置図、各階平面図、立面図及び断面図にあっては、縮尺が100分の1以上であるものとする。ただし、建築物の規模が大きい等の理由により、適切に表示することができないときは、この限りでない。		

**別表第 2**（第 10 条関係）

図書	明示すべき事項
配置図	縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における建築物の位置、保存建築物と他の建築物との別及び敷地の状況について安全上支障がないことを確認するために行った調査の結果
各階平面図	縮尺、方位、間取り及び建築物の構造及び建築設備の状況について安全上支障がないことを確認するために行った調査の結果
立面図	縮尺、外壁、軒裏及び開口部の位置並びに建築物の構造及び建築設備の状況について安全上支障がないことを確認するために行った調査の結果
断面図	縮尺、各階の床及び天井（天井がない場合にあっては、屋根）の高さ、軒、ひさし及びけらばの出並びに建築物の各部分の高さ並びに建築物の構造及び建築設備の状況について安全上支障がないことを確認するために行った調査の結果
屋根伏図	縮尺、方位並びに屋根ふき材及び屋根の状況
カラー写真	建築物の構造及び建築設備の状況並びに写真を撮影した日付
備考	配置図、各階平面図、立面図及び断面図にあっては、縮尺が 100 分の 1 以上であるものとする。ただし、建築物の規模が大きい等の理由により、適切に表示することができないときは、この限りでない。

**別表第 3**（第 17 条関係）

図書	明示すべき事項
配置図	縮尺、方位、工作物の位置及び仮使用をしようとする建築物の部分
各階平面図	縮尺、方位、各室の用途、増築等に関する工事に係る建築物又は建築物の部分及び仮使用をしようとする建築物の部分
安全計画書	工事中に講じる安全上、防火上又は避難上必要な措置の概

要
---

<p>備考 配置図及び各階平面図にあつては、縮尺が100分の1以上であるものとする。ただし、建築物の規模が大きい等の理由により、適切に表示することができないときは、この限りでない。</p>
--

様式第 1 号 (第 3 条関係)

保存建築物指定申請書

(第 1 面)

小田原市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例第 4 条第 1 項の規定による保存建築物の指定 (及び建築基準法第 3 条第 1 項第 3 号の規定による指定) を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

年 月 日

小田原市長 様

申請者氏名

(法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名)

設計者氏名

※受付欄	※消防関係意見聴取欄	※決裁欄	※指定番号欄
年 月 日			年 月 日
第 号			第 号
係員印			係員印

備考

- ※印の欄は、記入しないでください。
- 記入欄が不足する場合は、別紙に必要な事項を記入して添付してください。

申請者等の概要

---

【1. 申請者】

- 【イ. 氏名のフリガナ】
  - 【ロ. 氏名】
  - 【ハ. 郵便番号】
  - 【ニ. 住所】
  - 【ホ. 電話番号】
- 

【2. 建築物の所有者】

- 【イ. 氏名のフリガナ】
  - 【ロ. 氏名】
  - 【ハ. 郵便番号】
  - 【ニ. 住所】
  - 【ホ. 電話番号】
- 

【3. 敷地の所有者】

- 【イ. 氏名のフリガナ】
  - 【ロ. 氏名】
  - 【ハ. 郵便番号】
  - 【ニ. 住所】
  - 【ホ. 電話番号】
- 

【4. 敷地の借地者】

- 【イ. 氏名のフリガナ】
  - 【ロ. 氏名】
  - 【ハ. 郵便番号】
  - 【ニ. 住所】
  - 【ホ. 電話番号】
- 

【5. 保存管理責任者】

- 【イ. 氏名のフリガナ】
  - 【ロ. 氏名】
  - 【ハ. 郵便番号】
  - 【ニ. 住所】
  - 【ホ. 電話番号】
- 

【6. 代理者】

- 【イ. 資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録第 号
  - 【ロ. 氏名】
  - 【ハ. 建築士事務所名】 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号
  - 【ニ. 郵便番号】
  - 【ホ. 所在地】
  - 【ヘ. 電話番号】
- 

【7. 保存活用計画の設計者】

(代表となる設計者)

- 【イ. 資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録第 号
- 【ロ. 氏名】
- 【ハ. 建築士事務所名】 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号
- 【ニ. 郵便番号】
- 【ホ. 所在地】
- 【ヘ. 電話番号】

【ト. 作成又は確認した設計図書】

(その他の設計者)

- 【イ. 資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録第 号
- 【ロ. 氏名】
- 【ハ. 建築士事務所名】 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号
- 【ニ. 郵便番号】
- 【ホ. 所在地】
- 【ヘ. 電話番号】

【ト. 作成又は確認した設計図書】

---

【8. 備考】

---

建築物及びその敷地に関する事項

---

【1. 地名地番】

---

【2. 住居表示】

---

【3. 防火地域】 防火地域 準防火地域 指定なし

---

【4. その他の地区、地域、地区又は街区】

---

【5. 道路】

【イ. 幅員】

【ロ. 敷地と接している部分の長さ】

---

【6. 敷地面積】

【イ. 敷地面積】 (1) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )

(2) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )

【ロ. 用途地域等】 ( ) ( ) ( ) ( ) ( )

【ハ. 建築基準法第52条第1項及び第2項の規定による建築物の容積率】

( ) ( ) ( ) ( ) ( )

【ニ. 建築基準法第53条第1項の規定による建築物の建蔽率】

( ) ( ) ( ) ( ) ( )

【ホ. 敷地面積の合計】 (1)

(2)

【ヘ. 敷地に建築可能な延べ面積を敷地面積で除した数値】

【ト. 敷地に建築可能な建築面積を敷地面積で除した数値】

【チ. 備考】

---

【7. 主要用途】 (区分 )

---

【8. 工事種別】

移築 増築 改築 移転 修繕 模様替え 用途変更

---

【9. 建築面積】 (申請部分) (申請以外の部分) (合計)

【イ. 建築面積】 ( ) ( ) ( )

【ロ. 建蔽率】

---

【10. 延べ面積】 (申請部分) (申請以外の部分) (合計)

【イ. 建築物全体】 ( ) ( ) ( )

【ロ. 延べ面積】

【ハ. 容積率】

---

【11. 建築物の数】

【イ. 申請に係る建築物の数】

【ロ. 同一敷地内の他の建築物の数】

---

【12. 建築物の高さ等】 (申請に係る建築物) (他の建築物)

【イ. 最高の高さ】 ( ) ( )

【ロ. 階数】 地上 ( ) ( )

地下 ( ) ( )

【ハ. 構造】 造 一部 造

【ニ. 備考】

---

【13. 文化財指定等に係る事項】

【イ. 対象建築物の名称】

【ロ. 指定等根拠】

【ハ. 指定等番号・指定年月日】

【ニ. 指定等名称】

---

【14. 許可等】

---

【15. 工事着手予定年月日】 年 月 日

---

【16. 工事完了予定年月日】 年 月 日

---

【17. その他必要な事項】

---

【18. 備考】

---

(第4面)

建築物別概要

---

【1. 番号】

---

【2. 工事種別等】  
移築 増築 改築 移転 修繕 模様替え 用途変更 既設

---

【3. 構造】 造 一部 造

---

【4. 高さ】  
【イ. 最高の高さ】  
【ロ. 最高の軒の高さ】

---

【5. 建築設備の種類】

---

【6. 階別用途別床面積】  
【イ. 階別用途別】  
(用途の区分)(具体的な用途の名称)(申請部分)(申請以外の部分)(合計)  
( 階) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )  
( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )  
( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )  
( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )  
( 階) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )  
( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )  
( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )  
( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )  
( 階) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )  
( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )  
( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )  
( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )  
【ロ. 用途別】  
(用途の区分)(具体的な用途の名称)(申請部分)(申請以外の部分)(合計)  
( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )  
( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )  
( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )  
( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )  
( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )

---

【7. 保存建築物の指定の年月日及び番号】  
(指 定) 年 月 日 第 号  
(変更指定) 年 月 日 第 号  
(変更指定) 年 月 日 第 号

---

【8. 屋根】

---

【9. 外壁】

---

【10. 軒裏】

---

【11. 居室の床の高さ】

---

【12. 便所の種類】

---

【13. その他必要な事項】

---

【14. 備考】

---

様式第2号（第3条、第6条関係）

保存活用計画

1		対象建築物の名称									
2		対象建築物の所有者 (法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)		住所							
				氏名		電話					
3		対象建築物の保存管理責任者 (法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)		住所							
				氏名		電話					
4		増築等の工事の種別		<input type="checkbox"/> 移築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 模様替え <input type="checkbox"/> 用途変更							
5		主要用途									
6 敷地の概要		地名地番									
		用途地域									
		防火地域		<input type="checkbox"/> 防火地域 <input type="checkbox"/> 準防火地域 <input type="checkbox"/> 指定なし							
		その他の地域地区									
		指定建蔽率		%		指定容積率		%			
		敷地面積				建築物の数					
		前面道路		幅員		m		接道長さ		m	
7 建築物の概要		最高の高さ		m		最高の軒の高さ		m			
		建築面積				建蔽率		%			
		延べ面積				容積率		%			
		階別		階		階		階		合計	
		1 申請に係る建築物		用途							
				構造							
				床面積							
		2 その他の建築物		用途							
				構造							
				床面積							
3 その他の建築物		用途									
		構造									
		床面積									
		合計									
8		増築等の工事の内容									

9 安全性に関する事項	構造上の安全性	
	防火上の安全性	
	避難上の安全性	
10 維持管理に関する事項	調査の項目、概要	
	報告の方法、時期	
11 敷地の周辺の環境の保全を図るために必要と認める事項		【建築基準法 許可】 年 月 日 第 号
12 設計者	代表となる設計者	【資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録第 号
		【氏名】
		【建築士事務所名】 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号
		【所在地】
		【電話番号】
		【作成又は確認した設計図書】
	その他の設計者	【資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録第 号
		【氏名】
		【建築士事務所名】 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号
		【所在地】
		【電話番号】
		【作成又は確認した設計図書】
13 現状変更の規制及び保存活用の内容		

注意

- 1 該当する□にレ点を記入してください。
- 2 記入欄が不足する場合は、別紙に必要な事項を記入して添付してください。
- 3 3欄、5欄、8欄、9欄、10欄は、できるだけ具体的に記入してください。
- 4 「増築等」とは、建築物の増築、改築、移築、移転、修繕、模様替え又は用途の変更をいいます。
- 5 小田原市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例施行規則別表第1の(1)の項から(4)の項までに掲げる図書を添付してください。

様式第3号（第4条、第6条、第8条関係）

保存活用計画概要書

（第1面）

1	対象建築物の名称					
2	対象建築物の所有者 <small>（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）</small>					
	住所 氏名					
3	対象建築物の保存管理責任者 <small>（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）</small>					
	住所 氏名					
4	<input type="checkbox"/> 移築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 模様替え <input type="checkbox"/> 用途変更					
5	主 要 用 途					
敷地 の 概 要	地名地番					
	用途地域					
	防火地域 <input type="checkbox"/> 防火地域 <input type="checkbox"/> 準防火地域 <input type="checkbox"/> 指定なし					
	その他の地域地区					
	指定建蔽率		%	指定容積率	%	
	敷地面積			建築物の数		
	前面道路		幅員	m	接道長さ	m
建築物 の 概 要	7 建築物の番号					
	建築面積	建築物別	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
		合計				m <sup>2</sup>
		建蔽率				%
	延べ面積	建築物別	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
		合計				m <sup>2</sup>
		建蔽率				%
	建築物の 高さ等	最高の高さ				
		階数	地上階 地下階建て	地上階 地下階建て	地上階 地下階建て	地上階 地下階建て
		構造				
※指定の年月日及び番号		年	月	日	第 号	
※変更指定の年月日及び番号		年	月	日	第 号	
※変更指定の年月日及び番号		年	月	日	第 号	

(第2面)

許可の履歴

1 許可年月日及び番号	年 月 日 第 号
2 建築主	【フリガナ】
	【氏名】
	【住所】
3 設計者	【資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録第 号
	【氏名】
	【建築士事務所名】 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号
	【郵便番号】
	【所在地】
	【電話番号】
	【作成又は確認した設計図書】
4 工事監理者	【資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録第 号
	【氏名】
	【建築士事務所名】 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号
	【郵便番号】
	【所在地】
	【電話番号】
	【工事と照合する設計図書】
5 工事施工者	【氏名】
	【営業所名】建設業の許可 ( ) 第 号
	【郵便番号】
	【所在地】
	【電話番号】

注意

- 1 該当する□にレ点を記入してください。
- 2 建築物の番号欄は、敷地内の建築物ごとに通し番号を記入してください。
- 3 記入欄が不足する場合は、別紙に必要な事項を記入して添付してください。

付近見取図

---

配置図

---

注意

- 1 付近見取図には、方位、道路及び目標となる地物を明示してください。
- 2 配置図には、縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における建築物の位置、申請に係る建築物と他の建築物との別並びに敷地に接する道路の位置及び幅員を明示してください。

**様式第4号**（第5条関係）

<p>この建築物は、小田原市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例第6条の規定に基づき、保存建築物の指定を受け（、及び建築基準法第3条第1項第3号の規定に基づき、適用除外の指定を受け）ました。</p> <p>年 月 日</p>	保存建築物の概要	
	建築物の名称	
	建築物の所有者又は保存管理責任者	
	地名地番	
	主要用途	

備考

- 1 大きさは、日本産業規格A3横長型以上としてください。
- 2 材質は、木板、プラスチック板その他これらに類するものとしてください。

様式第5号（第6条関係）

保存建築物変更指定申請書

年 月 日

小田原市長 様

住所

申請者 氏名

電話

〔法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名〕

小田原市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例第9条第1項の規定により、次のとおり保存建築物の指定の変更を申請します。

1	保存建築物の名称	
2	指定年月日及び番号	年 月 日 第 号
3	敷地の地名地番	
4	建築物の所有者	住所
		氏名 電話番号
5	敷地の所有者	住所
		氏名 電話番号
6	敷地の借地者	住所
		氏名 電話番号
7	保存管理責任者	住所
		氏名 電話番号
8	保存活用計画の変更内容	

※受付欄	※消防関係意見聴取欄	※決裁欄	※変更指定番号欄
年 月 日			年 月 日
第 号			第 号
係員印			係員印

備考

- ※印の欄は、記入しないでください。
- 記入欄が不足する場合は、別紙に必要な事項を記入して添付してください。
- 小田原市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例施行規則別表第1に掲げる図書のうち、当該変更に係るものを添付してください。

様式第6号（第9条関係）

所有者等の変更等届

年 月 日

小田原市長 様

住所  
届出者 氏名  
電話

〔法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名〕

小田原市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例第11条の規定により、次のとおり所有者等の変更等を届け出ます。

1	保存建築物の名称	
2	敷地の地名地番	
3	指定年月日及び番号	年 月 日 第 号
4	変更年月日	年 月 日
5	変更事項	<input type="checkbox"/> 氏名（名称）又は住所（所在地） <input type="checkbox"/> 所有者 の <input type="checkbox"/> 選任 <input type="checkbox"/> 保存管理責任者 の <input type="checkbox"/> 解任 <input type="checkbox"/> 変更
6	変更内容	変更前
		変更後
7	変更理由	
※受付欄		

備考

- 1 該当する□にレ印を記入してください。
- 2 ※印の欄は、記入しないでください。
- 3 変更理由は、できるだけ具体的に記入してください。
- 4 当該届出に係る変更があったことを証する書面を添付してください。

様式第7号（第10条関係）

維持管理報告書

年 月 日

小田原市長 様

届出者（所有者又は保存管理責任者）

住所

氏名

電話

〔法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名〕

小田原市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例第12条第1項の規定により、  
報告します。

1	保存建築物の名称				
2	指定年月日及び番号	年 月 日 第 号			
3	敷地の地名地番				
4	敷地面積				
5 建築物の概要	用途				
	最高の高さ	m	最高の軒の高さ	m	
	建築面積	m <sup>2</sup>	建蔽率	%	
	延べ面積	m <sup>2</sup>	容積率	%	
	構造				
	階別	階	階	階	階
	延べ面積				
6	調査を行った者	【資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録第 号			
		【氏名】			
		【建築士事務所名】 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号			
		【所在地】			
		【電話番号】			
7	調査日	年 月 日			
8	前回調査日	年 月 日			

10 調 査 の 結 果	区 分	調 査 項 目	結 果	指摘の概要
	整 地	地 盤		<input type="checkbox"/> 指摘なし <input type="checkbox"/> 指摘あり <input type="checkbox"/> 対象外
避 難 通 路			<input type="checkbox"/> 指摘なし <input type="checkbox"/> 指摘あり <input type="checkbox"/> 対象外	
建 築 物 の 外 部	基 礎		<input type="checkbox"/> 指摘なし <input type="checkbox"/> 指摘あり <input type="checkbox"/> 対象外	
	土 台		<input type="checkbox"/> 指摘なし <input type="checkbox"/> 指摘あり <input type="checkbox"/> 対象外	
	外 壁		<input type="checkbox"/> 指摘なし <input type="checkbox"/> 指摘あり <input type="checkbox"/> 対象外	
	軒 裏		<input type="checkbox"/> 指摘なし <input type="checkbox"/> 指摘あり <input type="checkbox"/> 対象外	
	開 口 部		<input type="checkbox"/> 指摘なし <input type="checkbox"/> 指摘あり <input type="checkbox"/> 対象外	
屋 根	屋根葺き材		<input type="checkbox"/> 指摘なし <input type="checkbox"/> 指摘あり <input type="checkbox"/> 対象外	
	屋根下地		<input type="checkbox"/> 指摘なし <input type="checkbox"/> 指摘あり <input type="checkbox"/> 対象外	
建 築 物 の 内 部	柱		<input type="checkbox"/> 指摘なし <input type="checkbox"/> 指摘あり <input type="checkbox"/> 対象外	
	梁		<input type="checkbox"/> 指摘なし <input type="checkbox"/> 指摘あり <input type="checkbox"/> 対象外	
	壁		<input type="checkbox"/> 指摘なし <input type="checkbox"/> 指摘あり <input type="checkbox"/> 対象外	
	床		<input type="checkbox"/> 指摘なし <input type="checkbox"/> 指摘あり <input type="checkbox"/> 対象外	
	天 井		<input type="checkbox"/> 指摘なし <input type="checkbox"/> 指摘あり <input type="checkbox"/> 対象外	
	継手・仕口		<input type="checkbox"/> 指摘なし <input type="checkbox"/> 指摘あり <input type="checkbox"/> 対象外	
建 築 設 備	給 水 設 備		<input type="checkbox"/> 指摘なし <input type="checkbox"/> 指摘あり <input type="checkbox"/> 対象外	
	排 水 設 備		<input type="checkbox"/> 指摘なし <input type="checkbox"/> 指摘あり <input type="checkbox"/> 対象外	
	電 気 設 備		<input type="checkbox"/> 指摘なし <input type="checkbox"/> 指摘あり <input type="checkbox"/> 対象外	
	消 火 設 備 等 (警報設備、 避難設備含む)		<input type="checkbox"/> 指摘なし <input type="checkbox"/> 指摘あり <input type="checkbox"/> 対象外  【消防用設備等点検結果報告書】 年 月 日	
	避 難 経 路	階 段		<input type="checkbox"/> 指摘なし <input type="checkbox"/> 指摘あり <input type="checkbox"/> 対象外
	廊 下		<input type="checkbox"/> 指摘なし <input type="checkbox"/> 指摘あり <input type="checkbox"/> 対象外	
			<input type="checkbox"/> 指摘なし <input type="checkbox"/> 指摘あり <input type="checkbox"/> 対象外	
			<input type="checkbox"/> 指摘なし <input type="checkbox"/> 指摘あり <input type="checkbox"/> 対象外	

備考

- 1 該当する□にレ印を記入してください。
- 2 ※印の欄は、記入しないでください。
- 3 指摘概要の欄は、できるだけ具体的に記入してください。
- 4 記入欄が不足する場合は、別紙に必要な事項を記入して添付してください。



8 設計者	【資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録第 号		
	【氏名】		
	【建築士事務所名】 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号		
	【郵便番号】		
	【所在地】		
	【電話番号】		
	【作成又は確認した設計図書】		
9 工事監理者	【資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録第 号		
	【氏名】		
	【建築士事務所名】 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号		
	【郵便番号】		
	【所在地】		
	【電話番号】		
	【工事と照合する設計図書】		
10 工事施工者	【氏名】		
	【営業所名】 建設業の許可 ( ) 第 号		
	【郵便番号】		
	【所在地】		
	【電話番号】		
11 工事着手予定年月日	年 月 日		
12 工事完了予定年月日	年 月 日		
※受付欄	※消防関係意見聴取欄	※決裁欄	※許可番号欄
年 月 日			年 月 日
第 号			第 号
係員印			係員印

備考

- 1 該当する□にレ点を記入してください。
- 2 ※印の欄は、記入しないでください。
- 3 記入欄が不足する場合は、別紙に必要な事項を記入して添付してください。
- 4 9欄及び10欄は、工事監理者及び工事施工者が未定の場合は、記入する必要はありません。

様式第9号（第12条関係）

建築主等変更届

年 月 日

小田原市長 様

住所

届出者 氏名

電話

〔法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名〕

小田原市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例施行規則第12条の規定により、  
次のとおり届け出ます。

1	保存建築物の名称	
2	敷地の地名地番	
3	指定年月日及び番号	年 月 日 第 号
4	許可年月日及び番号	年 月 日 第 号
5	変更事項	<input type="checkbox"/> 建設主の変更 <input type="checkbox"/> 工事監理者の変更 <input type="checkbox"/> 工事施工者の変更
6 変更 内容	変更前	
	変更後	
7	変更理由	
※受付欄		

備考

- 1 該当する□にレ点を記入してください。
- 2 ※印の欄は、記入しないでください。
- 3 増築等許可に係る許可証を添付してください。

様式第10号 (第14条関係)

中間検査申請書

年 月 日

小田原市長 様

住所  
申請者 氏名  
電話

〔法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名〕

小田原市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例第14条第1項の許可の特定工程に係る工事を終えましたので、同条例第15条第2項の規定により、検査を申請します。

1	保存建築物の名称	
2	敷地の地名地番	
3	指定年月日及び番号	年 月 日 第 号
4	許可年月日及び番号	年 月 日 第 号
5	設計者	【資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録第 号
		【氏名】
		【建築士事務所名】 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号
6	工事監理者	【資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録第 号
		【氏名】
		【建築士事務所名】 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号
7	工事施工者	【氏名】
		【営業所名】建設業の許可 ( ) 第 号
8	特定工程	【特定工程】
		【工事終了年月日】 年 月 日
9	工事監理の状況	

※受付欄	※決裁欄	※中間検査合格証欄
年 月 日		年 月 日
第 号		第 号
係員印		係員印

備考

- ※印の欄は、記入しないでください。
- 工事監理の状況の欄は、できるだけ具体的に記入してください。

**様式第 1 1 号**（第 1 4 条関係）

中間検査合格証

第 号  
年 月 日

様

小田原市長 印

下記に係る工事は、小田原市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例第 1 5 条第 5 項の規定による検査の結果、同条例第 1 4 条第 1 項の許可の内容に適合していることを証明します。

- 1 保存建築物の名称
- 2 敷地の地名地番
- 3 指定年月日及び番号
- 4 許可年月日及び番号
- 5 指定した特定工程
- 6 検査年月日
- 7 その他

備考 この証明書は、大切に保管しておいてください。

様式第 1 2 号 (第 1 5 条関係)

完了検査申請書

年 月 日

小田原市長 様

住所  
申請者 氏名  
電話  
〔法人あつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名〕

小田原市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例第 1 4 条第 1 項の許可に係る工事が完了しましたので、同条例第 1 6 条第 1 項の規定により、検査を申請します。

1	保存建築物の名称	
2	敷地の地名地番	
3	指定年月日及び番号	年 月 日 第 号
4	許可年月日及び番号	年 月 日 第 号
5	設計者	【資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録第 号
		【氏名】
		【建築士事務所名】 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号
6	工事監理者	【資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録第 号
		【氏名】
		【建築士事務所名】 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号
7	工事施工者	【氏名】
		【営業所名】 建設業の許可 ( ) 第 号
8	工事完了年月日	年 月 日
9	中間検査合格証番号及び年月日	年 月 日 第 号
10	工事監理の状況	
※受付欄		※決裁欄
年 月 日		年 月 日
第 号		第 号
係員印		係員印

備考

- ※印の欄は、記入しないでください。
- 工事監理の状況の欄は、できるだけ具体的に記入してください。

様式第 13号 (第 15条関係)

検査済証

第 号  
年 月 日

様

小田原市長 印

下記に係る工事は、小田原市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例第 16 条第 4 項の規定による検査の結果、同条例第 14 条第 1 項の許可の内容に適合していることを証明します。

- 1 保存建築物の名称
- 2 敷地の地名地番
- 3 指定年月日及び番号
- 4 許可年月日及び番号
- 5 検査年月日
- 6 その他

備考 この証明書は、大切に保管しておいてください。

様式第 1 4 号 (第 1 7 条関係)

仮使用認定申請書

年 月 日

小田原市長 様

住所  
申請者 氏名  
電話

〔法人にあっては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名〕

小田原市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例施行規則第 1 7 条の規定により、  
仮使用の認定を申請します。

1	保存建築物の名称	
2	敷地の地名地番	
3	指定年月日及び番号	年 月 日 第 号
4	許可年月日及び番号	年 月 日 第 号
5	設計者	【資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録第 号
		【氏名】
		【建築士事務所名】 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号
6	工事監理者	【資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録第 号
		【氏名】
		【建築士事務所名】 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号
7	工事施工者	【氏名】
		【営業所名】 建設業の許可 ( ) 第 号
8	工事完了予定年月日	年 月 日
9	仮使用の期間	年 月 日から 年 月 日まで
10	仮使用の目的	

※受付欄	※決裁欄	※認定番号欄
年 月 日		年 月 日
第 号		第 号
係員印		係員印

備考

- ※印の欄は、記入しないでください。
- 仮使用の目的の欄は、できるだけ具体的に記入してください。



様式第16号（第19条関係）

調査事項等報告書

年 月 日

小田原市長 様

住所

報告者 氏名

電話

〔法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名〕

小田原市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例第25条第1項の規定により、  
次のとおり報告します。

1 保存建築物の名称	
2 敷地の地名地番	
3 指定年月日及び番号	年 月 日 第 号
4 許可年月日及び番号	年 月 日 第 号
5 報告事項	
※受付欄	

備考

- 1 ※印の欄は、記入しないでください。
- 2 報告事項の欄は、できるだけ具体的に記入してください。

様式第17号（第19条関係）

物件提出書

年 月 日

小田原市長 様

住所

提出者 氏名

電話

〔法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名〕

小田原市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例第25条第2項の規定により、  
次のとおり物件を提出します。

1 保存建築物の名称	
2 敷地の地名地番	
3 指定年月日及び番号	年 月 日 第 号
4 許可年月日及び番号	年 月 日 第 号
5 物件提出事項	
※受付欄	

備考

- 1 ※印の欄は、記入しないでください。
- 2 物件提出事項の欄は、できるだけ具体的に記入してください。

様式第18号（第20条関係）

（表）

		第	号
身分証明書			
写真	所属		
	職名		
	氏名		
		年	月 日生
上記の者は、小田原市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例第26条第1項の規定による立入調査、立入検査又は質問をする職員であることを証明する。			
年 月 日			
小田原市長			印

（裏）

小田原市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例（抜粋）

（立入調査等）

**第26条** 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、保存建築物等若しくは保存対象敷地に立ち入り、その状況を調査させ、必要な検査をさせ、又は関係者に質問させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

2 前項の規定により立入調査、立入検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

規格 縦6センチメートル、横8センチメートル

小田原市学校給食費等に関する条例施行規則をここに公布する。

令和 3 年 3 月 3 1 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

## 小田原市規則第 7 号

小田原市学校給食費等に関する条例施行規則

(趣旨)

**第 1 条** この規則は、小田原市学校給食費等に関する条例（令和 2 年小田原市条例第 36 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(学校給食の実施日)

**第 2 条** 学校給食を実施する日は、小田原市教育委員会が別に定める。

(学校給食費の月額)

**第 3 条** 条例第 4 条第 1 項の規則で定める額は、別表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、市長が別に定める額とする。

- (1) 児童又は生徒の学校給食に食物アレルギー等の理由による配慮が必要な場合
- (2) 転入学その他の理由により児童又は生徒が年度の途中において学校給食を受けることができなくなる場合
- (3) 前 2 号に掲げる場合のほか、市長が特別の事情があると認める場合

2 条例第 7 条に規定する小田原市立前羽幼稚園及び小田原市立下中幼稚園において実施する給食における副食の提供が小田原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例施行規則（平成 26 年小田原市規則第 47 号）第 12 条第 4 項第 3 号に掲げる費用に含まれないものとなる場合における条例第 4 条第 1 項の規則で定める額は、前項の規定にかかわらず、別表小田原市立前羽幼稚園及び小田原市立下中幼稚園の項に定める額から当該副食の提供に要する費用相当額を控除した額とする。

(学校給食費の納期限)

**第 4 条** 条例第 5 条の規則で定める日は、学校給食を受けた日の属する月の翌月末日と

する。ただし、市長が当該日を納期限とすることが適当でないとき、別に定める日を納期限とすることができる。

(学校給食費の減免)

**第5条** 学校給食費の減額又は免除は、災害等による被害を受けたことにより保護者等に学校給食費を納付する資力がないと認められる場合その他市長が特別の事情があると認める場合について行うことができる。

2 学校給食費の減額又は免除を受けようとする保護者等は、学校給食費減免申請書(様式第1号)により市長に申請しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請があったときは、その適否を決定し、学校給食費減免決定通知書(様式第2号)により当該申請をした者に通知するものとする。

(委任)

**第6条** この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

**別表** (第3条関係)

区分	月額
市立小学校	4,300円
市立中学校	5,000円
小田原市立前羽幼稚園及び小田原市立下中幼稚園	3,900円



様式第2号（第5条関係）

学校給食費減免決定通知書

番 号  
年 月 日

様

小田原市長 印

年 月 日付けで申請のありました学校給食費の減免について、次のとおり決定しましたので、小田原市学校給食費等に関する条例施行規則第5条第3項の規定により通知します。

決定内容			減免期間	年 月分から 年 月分まで
理 由				
対象となる児童・生徒等	氏 名	園 ・ 学 校 名	学 年	生 年 月 日
			年	年 月 日生
			年	年 月 日生
			年	年 月 日生
			年	年 月 日生
			年	年 月 日生
			年	年 月 日生

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、小田原市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えをする場合は、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は、市長となります。）提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。

小田原市財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3 年 3 月 3 1 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

**小田原市規則第 8 号**

小田原市財務規則の一部を改正する規則

小田原市財務規則（昭和39年小田原市規則第40号）の一部を次のように改正する。  
別表第1秘書室の項の次に次のように加える。

広報広聴室	広報係長
-------	------

別表第1広報広聴課の項を削り、同表職員課の項の次に次のように加える。

未来創造・若者課	未来創造係長
----------	--------

別表第1情報システム課の項中「情報システム課」を「デジタルイノベーション課」に改め、同表福祉政策課の項中「総務係長」を「福祉政策係長」に改め、同表生活支援課の項を次のように改める。

生活援護課	生活援護係長
-------	--------

別表第1水産海浜課の項中「水産政策係長」を「水産振興係長」に改め、同表下水道総務課の項、経営管理課の項及び水道局営業課の項を削る。

別表第2下水道整備課の項を削る。

別表第3の(1)の表中

00250-6-960288	小田原市会計管理者	自動払込みによる霊園管理手数料の収納	を に
00250-6-960288	小田原市会計管理者	自動払込みによる霊園管理手数料の収納	
00220-3-960341	小田原市会計管理者	光学式文字読取装置で処理することができる収入済通知書を使用する学校給食費の収納及び自動払込みによる学校給食費の収納	

改める。

様式第31号の2及び様式第31号の3中

<input type="checkbox"/> 水洗便所改造資金貸付金返還金	貸付年度	貸付番号	年度 月分	から	ゆうちょ銀行は指定できません。	を		
<input type="checkbox"/> 学校給食費	学校名	児童生徒名 (カタカナ)	児童生徒生年月日	年度 月分	から	30	00220-3-960341	に

改める。

## **附 則**

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の規定に定める様式に基づいて調製された用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

小田原市契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3 年 3 月 3 1 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

## **小田原市規則第 9 号**

小田原市契約規則の一部を改正する規則

小田原市契約規則（昭和 3 9 年小田原市規則第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 2 条の 2 の見出し中「障害者自立支援施設等」を「障害者支援施設等」に改め、同条中「第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 3 号」の次に「及び第 4 号」を加える。

### **附 則**

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

小田原市市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3 年 3 月 3 1 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

**小田原市規則第 1 0 号**

小田原市市税条例施行規則の一部を改正する規則

小田原市市税条例施行規則（昭和50年小田原市規則第36号）の一部を次のように改正する。

様式第35号を次のように改める。

様式第35号 (第2条、第8条関係)

年度 市民税・県民税 納税通知書

--

通知書番号	
台帳番号	

あなたの市・県民税を本書のとおり決定しました。

年 月 日

小田原市長

印

年度 市民税・県民税の課税計算明細書

通知書番号		台帳番号		備考									
所得	営業等・農業	円	所得控除	雑損・医療	円			課税標準額	市民税	県民税			
	不動産	円		社保・小規模	円	総所得	千円	円	円				
	利子	円		生命保険料	円	分離短期	千円	円	円				
	配当	円		地震保険料	円	分離長期	千円	円	円				
	給与	円		本人障害	特別	万円	普通	万円	山林・株式・先物	千円	円	円	
	雑・総譲・一	円		扶養障害	特別		普通	万円	税額控除前所得割		円	円	
	計	円		寡・ひ・勤				万円	調整控除		円	円	
	分離短期	円		扶養	特定	老人		16未満	一般	税額控除		円	円
	分離長期	円		配偶者				万円	配当割株式譲渡所得割額控除額		円	円	
	山林・株式・先物	円		配偶者特別				万円	所得割		円	円	
繰越損失	円	基礎	万円	控除計			円	均等割		円	円		
年税額(A)円	給与からの特別徴収税額(B)円		年金からの特別徴収税額(C)円		差引普通徴収税額(A)-(B)-(C)円		合計	円	円				
								所得割より控除することができなかった配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除額	円				

特徴支払者	
年金種類	

年金特別徴収納付額(円)	
	円
	円
	円
	円
	円
	円
計	円

年金特別徴収納付額(円)	
	円
	円
	円
	円

期別	納期限	税額	充当額	充当後税額
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円

上記の金額を 年度の市・県民税として年金から仮徴収します。

様式第36号を次のように改める。

様式第36号 (第8条関係)

年度 市民税・県民税 普通徴収税額の変更通知書

台帳番号	宛名番号	通知書番号	法人番号
------	------	-------	------

理由:

あなたの普通徴収税額を下記のとおり変更したので通知します。

年 月 日

小田原市長



金融機関		種別
口座番号	口座名義人	

項目/区分		変更前の額			変更後の額			差額			
給与収入金額											
公的年金収入金額											
所得金額	営業等・農業										
	不動産										
	利子										
	配当										
	給与										
	雑										
総合・一時計											
分離等	分離短期										
	分離長期										
	山林・株・先物・分離配当										
所得から控除される額	雑損・医療費										
	社会保険料・小規模										
	生命保険料										
	地震保険料										
	障・寡・心・勤										
	配偶者・扶養										
	配偶者特別										
	基礎計										
課税標準額	総所得										
	分離短期										
	分離長期										
	山林・株・先物・分離配当										
算出所得割		市民税	県民税		市民税	県民税		市民税	県民税		
税額控除額											
住宅借入金特別控除額											
寄附金控除額・申告特例控除額											
株式譲渡配当割控除額											
所得割額											
均等割額											
年税額											
控除超過額											
徴収額	給与特徴税額										
	公的年金特徴税額										
	普通徴収税額										
充当額											
普通徴収	特別徴収	年金徴収	普通徴収	特別徴収	年金徴収	普通徴収	特別徴収	年金徴収	普通徴収	特別徴収	年金徴収
1期 納期限	6月期	4月									
	7月期	6月									
2期 納期限	8月期	8月									
	9月期	10月									
3期 納期限	10月期	12月									
	11月期	2月									
4期 納期限	12月期	翌4月									
	1月期	翌6月									
随時1期 納期限	2月期	翌8月									
	3月期										
随時2期 納期限	4月期										
	5月期										

備考

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

小田原市国民健康保険条例附則第10条の規則で定める日を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

小田原市長 守 屋 輝 彦

### **小田原市規則第11号**

小田原市国民健康保険条例附則第10条の規則で定める日を定める規則の一部を改正する規則

小田原市国民健康保険条例附則第10条の規則で定める日を定める規則（令和2年小田原市規則第46号）の一部を次のように改正する。

本則中「令和3年3月31日」を「令和3年6月30日」に改める。

#### **附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

小田原市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3 年 3 月 3 1 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

## 小田原市規則第 1 2 号

小田原市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

小田原市国民健康保険条例施行規則（昭和 3 4 年小田原市規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 1 5 条第 6 号の次に次の 2 号を加える。

(6)の 2 高額療養費（外来年間合算）支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書 様式第 9 号の 2

(6)の 3 高額療養費（外来年間合算）自己負担額証明書 様式第 9 号の 3  
様式第 9 号の次に次の 2 様式を加える。

様式第9号の2 (第15条関係)

国民健康保険 高額療養費(外来年間合算)支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書

支給申請書整理番号	記号番号	—
-----------	------	---

小田原市長

年 月 日

申請者(世帯主又は計算期間中に世帯主であった者)

住所 \_\_\_\_\_ ㊟

申請者氏名 \_\_\_\_\_ 年 月 日生

電話 \_\_\_\_\_ 申請者個人番号 \_\_\_\_\_

振込先	銀行 信用金庫 農協	預金種目 (普通/当座/その他)	口座番号						
	支店 店番		口座名義人 (カタカナ)						

※世帯主以外の口座に振り込む場合は、下欄に必要事項をご記入ください。

委任状	私は、次の者に高額療養費の受領に関する一切の権限を委任します。			委任者 (世帯主) 氏名	㊟
	受任者 (口座名義人)	住所 氏名			

申請対象年度	年度	計算期間の始期及び終期	年 月 日～ 年 月 日まで
--------	----	-------------	----------------

フリガナ	対象者区分	保険者名	加入期間	添付の自己負担額 証明書整理番号
氏名		1		
生年月日	年 月 日生 性別	2		
記号・番号	個人番号	加入期間における受診歴		
加入期間	計算期間の末日において加入する医療保険者の名称			
高齢所得区分	自己負担額	円	支給額	円

フリガナ	対象者区分	保険者名	加入期間	添付の自己負担額 証明書整理番号
氏名		1		
生年月日	年 月 日生 性別	2		
記号・番号	個人番号	加入期間における受診歴		
加入期間	計算期間の末日において加入する医療保険者の名称			
高齢所得区分	自己負担額	円	支給額	円

支給総額 \_\_\_\_\_ 円

**様式第9号の3**（第15条関係）

小田原市国民健康保険 高額療養費（外来年間合算）自己負担額証明書

下記のとおり証明いたします。

フリガナ						
申請者氏名						
生年月日				性別		
自己負担額証明書整理番号						
保険者番号				証明対象年度		
被保険者証記号				被保険者証番号		
対象となる計算期間	年 月 日から 年 月 日まで					
計算期間において世帯主（組合員）であった期間	年 月 日から 年 月 日まで					
診療年月	氏名		氏名		氏名	
	記号・番号		記号・番号		記号・番号	
	自己負担額	摘要	自己負担額	摘要	自己負担額	摘要
年 月分						
年 月分						
年 月分						
年 月分						
年 月分						
年 月分						
年 月分						
年 月分						
年 月分						
年 月分						
年 月分						
計						
年 月 日						
小田原市長						印

【保険者連絡用】

--

様式第25号中「9 葬 祭 費

10 精神・結核医療付加金」を

「9 葬 祭 費

10 精神・結核医療付加金

に改める。

11 高額療養費（外来年間合算）

」

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

小田原市指定居宅介護支援等に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3 年 3 月 3 1 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

### 小田原市規則第 1 3 号

小田原市指定居宅介護支援等に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

小田原市指定居宅介護支援等に関する基準等を定める条例施行規則（平成 3 0 年小田原市規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 4 章 基準該当居宅介護支援に関する基準（第 3 1 条）」を「第 4 章 基準該当居宅介護支援に関する基準（第 3 1 条）」を  
第 5 章 雑  
に改める。  
則（第 3 2 条）」

第 4 条第 2 項中「主任介護支援専門員」の次に「（以下「主任介護支援専門員」という。）」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等のやむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を同項に規定する管理者とすることができる。

第 5 条第 2 項中「できること」の次に「、前 6 月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前 6 月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合」を加える。

第 1 4 条第 9 号中「行う会議」の次に「（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うものを含むものとし、利用者又はそ

の家族（以下この号において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならないこととする。）」を加え、同条第20号の次に次の1号を加える。

(20)の2 介護支援専門員は、その勤務する指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた指定居宅サービス等に係る居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費（以下この号において「サービス費」という。）の総額が法第43条第2項に規定する居宅介護サービス費等区分支給限度基準額に占める割合及び訪問介護に係る居宅介護サービス費がサービス費の総額に占める割合が市長が定める基準に該当する場合であって、かつ、市からの求めがあった場合には、当該指定居宅介護支援事業所の居宅サービス計画の利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由等を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市に届け出なければならない。

第19条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第20条に次の1項を加える。

4 指定居宅介護支援事業者は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第20条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

**第20条の2** 指定居宅介護支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第22条の次に次の1条を加える。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

**第22条の2** 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（その会議をテレビ電話装置等を活用して行うものを含む。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第23条に次の1項を加える。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第28条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

**第28条の2** 指定居宅介護支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（その会議をテレビ電話装置等を活用して行うものを含む。）を定期的開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

本則に次の1章を加える。

## **第5章 雑則**

(電磁的記録等)

**第32条** 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この規則の規定において書面で行うことが規定され、又は想定されるもの（第8条（前条において準用する場合を含む。）及び第14条第27号（前条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この規則の規定において書面で行うことが規定され、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面によることに代えて、電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法によることができる。

附則第2項を次のように改める。

（経過措置）

2 第4条第2項の規定にかかわらず、令和3年3月31日までに法第46条第1項の指定を受けている事業所であって、同日における第4条第1項（第31条において準用する場合を含む。）に規定する管理者（以下この項において「管理者」という。）が介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）であるものについては、令和9年3月31日までの間、当該介護支援専門員を引き続き管理者とすることができる。

## 附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第14条第20号の次に1号を加える改正規定は、同年10月1日から施行する。

（虐待の防止に係る経過措置）

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）から令和6年3月31日までの間、この規則による改正後の小田原市指定居宅介護支援等に関する基準等を定める条例施行規則（以下「新規則」という。）第19条（第31条において準用する場合を含む。）及び第28条の2（第31条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新規則第19条中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関

する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とし、新規則第28条の2中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とする。

（業務継続計画の策定等に係る経過措置）

- 3 施行日から令和6年3月31日までの間、新規則第20条の2（第31条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新規則第20条の2第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

（感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置）

- 4 施行日から令和6年3月31日までの間、新規則第22条の2（第31条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新規則第22条の2中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

小田原市指定介護予防支援等に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3 年 3 月 3 1 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

## 小田原市規則第 1 4 号

小田原市指定介護予防支援等に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

小田原市指定介護予防支援等に関する基準等を定める条例施行規則（平成 2 7 年小田原市規則第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 5 章 基準該当介護予防支援に関する基準（第 3 3 条）」を  
「第 5 章 基  
第 6 章 雑  
準該当介護予防支援に関する基準（第 3 3 条）  
に改める。  
則（第 3 4 条）」

第 1 8 条中第 6 号を第 7 号とし、第 5 号の次に次の 1 号を加える。

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第 1 9 条に次の 1 項を加える。

4 指定介護予防支援事業者は、適切な指定介護予防支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより担当職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第 1 9 条の次に次の 1 条を加える。

（業務継続計画の策定等）

**第 1 9 条の 2** 指定介護予防支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防支援の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、担当職員に対し、業務継続計画について周知するとと

もに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

- 3 指定介護予防支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第21条の次に次の1条を加える。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

**第21条の2** 指定介護予防支援事業者は、当該指定介護予防支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（その会議をテレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うものを含む。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第22条に次の1項を加える。

- 2 指定介護予防支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第27条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

**第27条の2** 指定介護予防支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（その会議をテレビ電話装置等を活用して行うものを含む。）を定期的開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第31条第9号中「サービス担当者会議」の次に「（担当職員が介護予防サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議（テレビ電話装置等を活用して行うものを含むものとし、利用者又はその家族（以下この号において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならないこととする。）をいう。以下同じ。）」を加える。

本則に次の1章を加える。

## 第6章 雑則

（電磁的記録等）

**第34条** 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この規則の規定において書面で行うことが規定され、又は想定されるもの（第8条（前条において準用する場合を含む。）及び第31条第26号（前条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この規則の規定において書面で行うことが規定され、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面によることに代えて、電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法によることができる。

## 附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

（虐待の防止に係る経過措置）

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）から令和6年3月31日までの間、この規則による改正後の小田原市指定介護予防支援等に関する基準等を定める条例施行規則（以下「新規則」という。）第18条（第33条において準用する場合を含

む。)及び第27条の2(第33条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新規則第18条中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項(虐待の防止のための措置に関する事項を除く。)」とし、新規則第27条の2中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

3 施行日から令和6年3月31日までの間、新規則第19条の2(第33条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新規則第19条の2第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)

4 施行日から令和6年3月31日までの間、新規則第21条の2(第33条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新規則第21条の2中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

小田原市指定地域密着型サービスに関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3 年 3 月 3 1 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

## 小田原市規則第 1 5 号

小田原市指定地域密着型サービスに関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

小田原市指定地域密着型サービスに関する基準等を定める条例施行規則（平成 2 5 年小田原市規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

目次中「 第 3 節 運営に関する基準（第 1 8 2 条～第 1 8 8 条）」を「 第 3 節 第 1 0 章 運営に関する基準（第 1 8 2 条～第 1 8 8 条） 雑則（第 1 8 9 条）」に改める。

第 2 8 条中第 8 号を第 9 号とし、第 7 号の次に次の 1 号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第 2 9 条に次の 1 項を加える。

- 5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、適切な指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第 2 9 条の次に次の 1 条を加える。

(業務継続計画の策定等)

**第 2 9 条の 2** 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければな

らない。

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第30条に次の1項を加える。

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（その会議をテレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うものを含む。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第31条に次の1項を加える。

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第36条第1項中「協議会」の次に「（その会議をテレビ電話装置等を活用して行うものを含むものとし、利用者又はその家族（以下この項、第54条の16及び第80条において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならないこととする。）」を加える。

第37条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

**第37条の2** 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（その会議をテレビ電話装置等を活用して行うものを含む。）を定期的で開催するとともに、その結果について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第42条第1項第1号中「専ら」及び「とする。」を削り、同号ただし書を削り、同項第2号中「定期巡回サービスを行う訪問介護員等の員数は、」及び「とする。」を削り、同項第3号中「随時訪問サービスを行う訪問介護員等の員数は、」、「専ら」及び「とする。」を削り、同号ただし書を削り、同条に次の5項を加える。

- 3 オペレーターは専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。
- 4 指定夜間対応型訪問介護事業所の同一敷地内に次の各号のいずれかに該当する施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。
  - (1) 指定短期入所生活介護事業所
  - (2) 指定短期入所療養介護事業所
  - (3) 指定特定施設
  - (4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所
  - (5) 指定認知症対応型共同生活介護事業所
  - (6) 指定地域密着型特定施設
  - (7) 指定地域密着型介護老人福祉施設

(8) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所

(9) 指定介護老人福祉施設

(10) 介護老人保健施設

(11) 指定介護療養型医療施設

(12) 介護医療院

5 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。

6 当該夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対するオペレーションセンターサービスの提供に支障がない場合は、第3項本文及び前項本文の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。

7 前項の規定によりオペレーターが随時訪問サービスに従事している場合において、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対する随時訪問サービスの提供に支障がないときは、第1項の規定にかかわらず、随時訪問サービスを行う訪問介護員等を置かないことができる。

第50条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第51条第2項ただし書中「随時訪問サービスについては、他の指定訪問介護事業所との」を「指定夜間対応型訪問介護事業所が、適切に指定夜間対応型訪問介護を利用者に提供する体制を構築しており、他の指定訪問介護事業所又は指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（以下この条において「指定訪問介護事業所等」という。）との密接な」に改め、「ときは」の次に「、市長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、指定夜間対応型訪問介護の事業の一部を」を加え、「の訪問介護員等」を「等の従業者」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 前項本文の規定にかかわらず、オペレーションセンターサービスについては、市長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、複数の指定夜間対応型訪問介護事業所との間の契約に基づき、当該複数の指定夜間対応型訪問介護事業所が密接な連携を図ることにより、一体的に利用者又はその家族等からの通報を受けることができる。

第51条に次の1項を加える。

5 指定夜間対応型訪問介護事業者は、適切な指定夜間対応型訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより夜間対応型訪問介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第52条に次の1項を加える。

2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定夜間対応型訪問介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定夜間対応型訪問介護の提供を行うよう努めなければならない。

第54条中「第30条から」を「第29条の2から」に、「、第37条及び第38条」を「及び第37条から第38条まで」に、「第30条及び第31条」を「第29条の2第2項、第30条第1項並びに第3項第1号及び第3号、第31条第1項並びに第37条の2第1号及び第3号」に改める。

第54条の11中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第54条の12第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定地域密着型通所介護事業者は、全ての地域密着型通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第54条の12に次の1項を加える。

4 指定地域密着型通所介護事業者は、適切な指定地域密着型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより地域密着型通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第54条の15第2項中「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該指定地域密着型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（その会議をテレビ電話装置等を活用して行うものを含む。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、地域密着型通所介護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定地域密着型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定地域密着型通所介護事業所において、地域密着型通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第54条の16第1項中「協議会」の次に「（その会議をテレビ電話装置等を活用して行うものを含むものとし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならないこととする。）」を加える。

第54条の19中「第25条」の次に「、第29条の2」を、「第35条まで」の次に「、第37条の2」を、「規程」と、」の次に「同項、第29条の2第2項、第31条第1項並びに第37条の2第1号及び第3号中」を加え、「と、第31条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」」を削る。

第54条の19の3中「第25条」の次に「、第29条の2」を、「第35条まで」の次に「、第37条の2」を加え、「第31条において」を「第31条第1項において」に、「第31条中」を「第29条の2第2項、第31条第1項並びに第37条の2第1号及び第3号中」に、「及び第54条の12第3項」を「、第54条の12第3項及び第4項並びに第54条の15第2項第1号及び第3号」に改める。

第54条の32中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

- (9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第54条の34第1項中「安全・サービス提供管理委員会」の次に「（その会議をテレビ電話装置等を活用して行うものを含む。）」を加える。

第54条の36中「第25条」の次に「、第29条の2」を、「第35条まで」の次に「、第37条の2」を加え、「第31条中」を「第29条の2第2項、第31条第1項並びに第37条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第31条第1項中」に改め、「、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と」を削り、

「第54条の12第3項」の次に「及び第4項並びに第54条の15第2項第1号及び第3号」を加える。

第58条第1項中「共用型指定認知症対応型通所介護事業者が共用型指定認知症対応型通所介護事業所」を「指定認知症対応型共同生活介護事業所若しくは指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の居間若しくは食堂又は指定地域密着型特定施設若しくは指定地域密着型介護老人福祉施設の食堂若しくは共同生活室において、これらの事業所又は施設（第60条第1項において「本体事業所等」という。）の利用者、入居者又は入所者とともに行う指定認知症対応型通所介護（以下「共用型指定認知症対応型通所介護」という。）の事業を行う者（以下「共用型指定認知症対応型通所介護事業者」という。）が共用型指定認知症対応型通所介護事業所」に改める。

第59条第2項中「第75条第7項」の次に「、第101条第9項」を加える。

第60条第1項ただし書中「施設等」の次に「（本体事業所等を含む。）」を加える。

第67条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第74条中「第25条」の次に「、第29条の2」を、「第35条まで」の次に「、第37条の2」を、「規程」と、「」の次に「同項、第29条の2第2項、第31条第1項並びに第37条の2第1号及び第3号中」を加え、「第31条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」を「第54条の12第3項及び第4項並びに第54条の15第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」に改める。

第75条第6項の表中「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設」を、「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、」の次に「指定地域密着型通所介護事業所又は」を加え、「、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設」を削る。

第76条第3項中「第102条第2項」を「第102条第3項」に改める。

第80条中「行う会議」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うものを含むものとし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならないこととする。）」を加える。

第93条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第100条中「第25条」の次に「、第29条の2」を加え、「、第38条」を「か

ら第38条まで」に改め、「規程」と、」の次に「同項、第29条の2第2項、第31条第1項並びに第37条の2第1号及び第3号中」を加え、「、第31条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と」を削り、「第54条の12第3項」の次に「及び第4項並びに第54条の15第2項第1号及び第3号」を加える。

第101条第1項中「)をいう」の次に「。以下この項において同じ」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の有する共同生活住居の数が3である場合において、当該共同生活住居が全て同一の階において隣接し、介護従業者が円滑な利用者の状況把握及び速やかな対応を行うことが可能な構造である場合であって、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者による安全対策が講じられ、利用者の安全性が確保されていると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯に指定認知症対応型共同生活介護事業所ごとに置くべき介護従業者の員数は、夜間及び深夜の時間帯を通じて2以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な数以上とすることができる。

第101条第5項中「共同生活住居」を「指定認知症対応型共同生活介護事業所」に改め、同条中第10項を第11項とし、第9項を第10項とし、第8項の次に次の1項を加える。

9 第7項本文の規定にかかわらず、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所（指定認知症対応型共同生活介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定認知症対応型共同生活介護事業者により設置される当該指定認知症対応型共同生活介護事業所以外の指定認知症対応型共同生活介護事業所であって当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に対して指定認知症対応型共同生活介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）については、介護支援専門員である計画作成担当者に代えて、第6項の別に市長が定める研修を修了している者を置くことができる。

第102条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、共同生活住居の管理上支障がない場合は、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居の管理者は、本体事

業所における共同生活住居の管理者をもって充てることができる。

第104条第1項中「又は2」を「以上3以下（サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所にあつては、1又は2）」に改め、同項ただし書を削る。

第108条第7項第1号中「委員会」の次に「（その会議をテレビ電話装置等を活用して行うものを含む。）」を加え、同条第8項中「外部の者による」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 外部の者による評価

(2) 第119条において準用する第54条の16第1項に規定する運営推進会議における評価

第112条中「指定地域密着型サービス」の次に「（サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所に係る管理者にあつては、本体事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護を除く。）」を加える。

第113条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第114条第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者は、全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第114条に次の1項を加える。

4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、適切な指定認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第119条中「第25条」の次に「、第29条の2」を加え、「、第38条」を「から第38条まで」に改め、「規程」と、」の次に「同項、第29条の2第2項、第31条第1項並びに第37条の2第1号及び第3号中」を加え、「、第31条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と」を削り、「第6章第3節」と」の次に「、第54条の15第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護

従業者」とあるのは「介護従業者」と」を加える。

第128条第6項第1号中「委員会」の次に「（その会議をテレビ電話装置等を活用して行うものを含む。）」を加える。

第135条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第136条第4項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、全ての地域密着型特定施設従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第136条に次の1項を加える。

5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより地域密着型特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第139条中「第25条」の次に「、第29条の2」を加え、「、第38条」を「から第38条まで」に、「第31条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」を「第29条の2第2項、第31条第1項並びに第37条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」に改め、「第7章第3節」と」の次に「、第54条の15第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と」を加える。

第140条第1項に次のただし書を加える。

ただし、他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該指定地域密着型介護老人福祉施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、第4号の栄養士又は管理栄養士を置かないことができる。

第140条第1項第4号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第3項ただし書を次のように改める。

ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

第140条第8項中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加え、同項第1号中「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「生活相談員、」を加え、同条第13項中「指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加える。

第146条第6項第1号中「委員会」の次に「（その会議をテレビ電話装置等を活用して行うものを含む。）」を加える。

第147条第6項中「行う会議」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うものを含むものとし、入所者又はその家族（以下この項において「入所者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならないこととする。）」を加える。

第152条の次に次の2条を加える。

（栄養管理）

**第152条の2** 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

（口腔衛生の管理）

**第152条の3** 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第157条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第158条第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定地域密着型介護老人福祉施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第158条に次の1項を加える。

4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的

な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第160条第2項第1号中「委員会」の次に「（その会議をテレビ電話装置等を活用して行うものを含む。）」を加え、同項第3号中「研修」の次に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加える。

第164条第1項中「の各号に定める」を「に掲げる」に改め、同項第3号中「委員会」の次に「（その会議をテレビ電話装置等を活用して行うものを含む。）」を加え、同項に次の1号を加える。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第166条中「第25条」の次に「、第29条の2」を、「第35条」の次に「、第37条の2」を、「規程」と、「」の次に「同項、第29条の2第2項、第31条第1項並びに第37条の2第1号及び第3号中」を加え、「、第31条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と」を削る。

第167条第1項第1号ア(イ)ただし書中「おおむね10人以下としなければならない」を「原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする」に改め、同号ア(ウ)を次のように改める。

(ウ) 1の居室の床面積等は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、

(ア)ただし書の場合にあつては、21.3平方メートル以上とすること。

第169条第8項第1号中「委員会」の次に「（その会議をテレビ電話装置等を活用して行うものを含む。）」を加える。

第173条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第174条第4項に後段として次のように加える。

この場合において、当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第174条に次の1項を加える。

5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、適切な指定地域密着型介護老人福

祉施設入所者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第176条中「第25条」の次に「、第29条の2」を、「第35条」の次に「、第37条の2」を、「規程」と、「」の次に「同項、第29条の2第2項、第31条第1項並びに第37条の2第1号及び第3号中」を加え、「、第31条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と」を削る。

第188条中「第25条」の次に「、第29条の2」を加え、「、第38条」を「から第38条まで」に改め、「規程」と、「」の次に「同項、第29条の2第2項、第31条第1項並びに第37条の2第1号及び第3号中」を加え、「、第31条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と」を削り、「第54条の12第3項」の次に「及び第4項並びに第54条の15第2項第1号及び第3号」を加える。

本則に次の1章を加える。

## 第10章 雑則

(電磁的記録等)

**第189条** 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この規則の規定において書面で行うことが規定され、又は想定されるもの(第9条第1項(第54条、第54条の19、第54条の19の3、第54条の36、第74条、第100条、第119条、第139条、第166条、第176条及び前条において準用する場合を含む。)、第106条第1項、第126条第1項及び第144条第1項(第176条において準用する場合を含む。))並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この規則の規定において書面で行うことが規定され、又は想定される

ものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面による方法に代えて、電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法によることができる。

附則第6条第1項中「指定介護老人福祉施設基準」を「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号。以下「指定介護老人福祉施設基準」という。）」に改める。

## 附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

（虐待の防止に係る経過措置）

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）から令和6年3月31日までの間、この規則による改正後の小田原市指定地域密着型サービスに関する基準等を定める条例施行規則（以下「新規則」という。）第28条、第37条の2（第54条、第54条の19、第54条の19の3、第54条の36、第74条、第100条、第119条、第139条、第166条、第176条、第188条において準用する場合を含む。）、第50条、第54条の11（第54条の19の3において準用する場合を含む。）、第54条の32、第67条、第93条（第188条において準用する場合を含む。）、第113条、第135条、第157条及び第173条の規定の適用については、新規則第28条、第50条、第54条の11、第54条の32、第67条、第93条、第113条、第135条、第157条及び第173条中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とし、新規則第37条の2中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とする。

（業務継続計画の策定等に係る経過措置）

3 施行日から令和6年3月31日までの間、新規則第29条の2（第54条、第54条の19、第54条の19の3、第54条の36、第74条、第100条、第119条、第139条、第166条、第176条及び第188条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新規則第29条の2第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは

「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所等における感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)

- 4 施行日から令和6年3月31日までの間、新規則第30条第3項(第54条において準用する場合を含む。)及び第54条の15第2項(第54条の19の3、第54条の36、第74条、第100条、第119条、第139条及び第188条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置)

- 5 施行日から令和6年3月31日までの間、新規則第54条の12第3項後段(第54条の19の3、第54条の36、第74条、第100条及び第188条において準用する場合を含む。)、第114条第3項後段、第136条第4項後段、第158条第3項後段及び第174条第4項後段の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(ユニットの定員に係る経過措置)

- 6 施行日以降、当分の間、新規則第167条第1項第1号ア(イ)に基づき入居定員が10人を超えるユニットを整備するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、新規則第140条第1項第3号ア及び第174条第2項の基準を満たすほか、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設における夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。

- 7 この規則の施行の際現に存する建物(基本的な設備が完成しているものを含み、この規則の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)の居室、療養室又は病室(以下この条において「居室等」という。)であって、改正前の第167条第1項第1号ア(ウ) bの規定の要件を満たしている居室等に係る設備の基準については、なお従前の例による。

(栄養管理に係る経過措置)

- 8 施行日から令和6年3月31日までの間、新規則第152条の2(第176条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同条中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

(口腔衛生の管理に係る経過措置)

- 9 施行日から令和6年3月31日までの間、新規則第152条の3（第176条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同条中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

(事故発生の防止及び発生時の対応に係る経過措置)

- 10 施行日から起算して6月を経過する日までの間、新規則第164条第1項（第176条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「次に掲げる措置を講じなければ」とあるのは、「第1号から第3号までに掲げる措置を講ずるとともに、第4号に掲げる措置を講ずるよう努めなければ」とする。

(指定地域密着型介護老人福祉施設における感染症の予防及びまん延の防止のための訓練に係る経過措置)

- 11 施行日から令和6年3月31日までの間、新規則第160条第2項第3号（第176条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、指定地域密着型介護老人福祉施設は、その従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施するとともに、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めるものとする。

小田原市指定地域密着型介護予防サービスに関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3 年 3 月 3 1 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

## 小田原市規則第 1 6 号

小田原市指定地域密着型介護予防サービスに関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

小田原市指定地域密着型介護予防サービスに関する基準等を定める条例施行規則（平成 2 5 年小田原市規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

目次中「 第 4 節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第 8 2 条～第 8 5 条）」を「 第 4 節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第 8 2 条～第 8 5 条）」を第 5 章 雑則（第 8 6 条）に改める。」

第 6 条第 1 項中「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所」を「指定認知症対応型共同生活介護事業所若しくは指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の居間若しくは食堂又は指定地域密着型特定施設若しくは指定地域密着型介護老人福祉施設の食堂若しくは共同生活室において、これらの事業所又は施設（第 8 条第 1 項において「本体事業所等」という。）の利用者、入居者又は入所者とともに行う指定介護予防認知症対応型通所介護（以下「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護」という。）の事業を行う者（以下「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者」という。）が共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所」に改める。

第 7 条第 2 項中「運営」の次に「（第 4 1 条第 7 項及び第 6 6 条第 9 項において「指定居宅サービス事業等」という。）」を加える。

第 8 条第 1 項中「施設等」の次に「（本体事業所等を含む。）」を加える。

第 2 5 条中第 1 0 号を第 1 1 号とし、第 9 号の次に次の 1 号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第26条第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、全ての介護予防認知症対応型通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第26条に次の1項を加える。

- 4 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、適切な指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防認知症対応型通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第26条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

**第26条の2** 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行う必要がある。

- 3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第29条第2項中「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（その会議をテレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うものを含む。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護予防認知症対応

型通所介護従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

第30条に次の1項を加える。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第35条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

**第35条の2** 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（その会議をテレビ電話装置等を活用して行うものを含む。）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護予防認知症対応型通所介護従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第37条第1項中「協議会」の次に「（その会議をテレビ電話装置等を活用して行うものを含むものとし、利用者又はその家族（以下この項及び第46条において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならないこととする。）」を加える。

第41条第6項の表中「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設」を加え、「指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設」を「指定地域密着型通所介護事業所又は指定認知

症対応型通所介護事業所」に改め、同条第7項中「もの（以下）」の次に「この章において」を加える。

第42条第3項中「第67条第2項」を「第67条第3項」に改める。

第46条中「行う会議」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うものを含むものとし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならないこととする。）」を加える。

第54条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第61条前段中「第26条」の次に「、第26条の2」を加え、「第34条まで、第35条（第4項を除く。）、第36条及び第37条」を「第37条まで（第35条第4項を除く。）」に改め、同条後段中「規程」と、」の次に「同項、第26条第3項及び第4項、第26条の2第2項、第29条第2項第1号及び第3号、第30条第1項並びに第35条の2第1号及び第3号中」を加え、「、第26条第3項及び第30条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と」を削る。

第66条第1項中「除く。）をいう」の次に「。以下この項において同じ」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の有する共同生活住居の数が3である場合において、当該共同生活住居が全て同一の階において隣接し、介護従業者が円滑な利用者の状況把握及び速やかな対応を行うことが可能な構造である場合であって、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者による安全対策が講じられ、利用者の安全性が確保されていると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯に指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所ごとに置くべき介護従業者の員数は、夜間及び深夜の時間帯を通じて2以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な数以上とすることができる。

第66条第5項中「共同生活住居」を「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」に改め、同条中第10項を第11項とし、第9項を第10項とし、第8項の次に次の1項を加える。

9 第7項本文の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所（指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所であって、指定居宅サー

ビス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者により設置される当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所以外の指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所であって当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に対して指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）については、介護支援専門員である計画作成担当者に代えて、第6項の別に市長が定める研修を修了している者を置くことができる。

第67条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項本文の規定にかかわらず、共同生活住居の管理上支障がない場合は、サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居の管理者は、本体事業所における共同生活住居の管理者をもって充てることができる。

第69条第1項中「1又は2」を「1以上3以下（サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所にあつては、1又は2）」に改め、同項ただし書を削る。

第73条第3項第1号中「委員会」の次に「（その会議をテレビ電話装置等を活用して行うものを含む。）」を加える。

第74条中「地域密着型介護予防サービス」の次に「（サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に係る管理者にあつては、本体事業所が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。）」を加える。

第75条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第76条第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第76条に次の1項を加える。

- 4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、適切な指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優

越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第81条前段中「第24条」の次に「、第26条の2」を加え、「、第35条（第4項を除く。）、第36条、第37条」を「から第37条まで（第35条第4項及び第37条第5項を除く。）」に改め、同条後段中「規程」と、「」の次に「同項、第26条の2第2項、第29条第2項第1号及び第3号、第30条第1項並びに第35条の2第1号及び第3号中」を加え、「、第30条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と」を削る。

第82条第2項中「外部の者による」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 外部の者による評価

(2) 前条において準用する第37条第1項に規定する運営推進会議における評価  
本則に次の1章を加える。

## 第5章 雑則

(電磁的記録等)

**第86条** 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この規則の規定において書面で行うことが規定され、又は想定されるもの（第12条第1項（第61条及び第81条において準用する場合を含む。）及び第71条第1項並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この規則の規定において書面で行うことが規定され、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面による方法に代えて、電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法により行うことができる。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(虐待の防止に係る経過措置)

- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）から令和6年3月31日までの間、この規則による改正後の小田原市指定地域密着型介護予防サービスに関する基準等を定める条例施行規則（以下「新規則」という。）第25条、第35条の2（第61条及び第81条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）、第54条及び第75条の規定の適用については、新規則第25条、第54条及び第75条中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とし、新規則第35条の2中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とする。

(認知症に係る基礎的な研修の受講に係る経過措置)

- 3 施行日から令和6年3月31日までの間、新規則第26条第3項後段（第61条において準用する場合を含む。）及び第76条第3項後段の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

- 4 施行日から令和6年3月31日までの間、新規則第26条の2（第61条及び第81条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用については、新規則第26条の2第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)

- 5 施行日から令和6年3月31日までの間、新規則第29条第2項（第61条及び第81条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

小田原市第1号訪問事業の実施に関する規則及び小田原市第1号通所事業の実施に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

小田原市長 守 屋 輝 彦

### **小田原市規則第17号**

小田原市第1号訪問事業の実施に関する規則及び小田原市第1号通所事業の実施に関する規則の一部を改正する規則

次に掲げる規則の規定中「に係る基準」の次に「及び介護保険法施行規則第四百十条の六十三の六第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和3年厚生労働省告示第71号）」を加える。

(1) 小田原市第1号訪問事業の実施に関する規則（平成27年小田原市規則第63号）

第5条

(2) 小田原市第1号通所事業の実施に関する規則（平成27年小田原市規則第64号）

第5条

#### **附 則**

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

小田原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3 年 3 月 3 1 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

### **小田原市規則第 1 8 号**

小田原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例  
施行規則の一部を改正する規則

小田原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則  
(平成 2 6 年小田原市規則第 4 8 号) の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「令和 3 年 3 月 3 1 日」を「令和 6 年 3 月 3 1 日」に改める。

#### **附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

小田原市保育所職員の給食費に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3 年 3 月 3 1 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

## 小田原市規則第 19 号

小田原市保育所職員の給食費に関する規則の一部を改正する規則

小田原市保育所職員の給食費に関する規則（昭和 43 年小田原市規則第 37 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「児童福祉法による保育所措置費国庫負担金交付基準、保育所運営費助成要綱等を勘案して」を「前々年度の職員に対する給食に係る賄材料費の決算額を当該年度の給食の喫食者の数で除した額を基準として」に改める。

第 4 条を次のように改める。

（給食費の納付方法）

**第 4 条** 給食費の納付は、給食を受けた職員の給与から控除する方法により行うものとする。ただし、これにより難しい場合にあっては、この限りでない。

2 前項の給食費に係る納入の通知は、小田原市財務規則（昭和 39 年小田原市規則第 40 号）第 41 条第 3 項に規定する方法により行う。

3 給与から控除する方法により給食費が納付された場合には、当該給与の支給明細をもって領収書に代えるものとする。

別記様式を削る。

## 附 則

（施行規則）

1 この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第 4 条の規定は、令和 3 年 4 月分以後の月分の給食費について適用し、同年 3 月分以前の月分の給食費については、なお従前の例による。

小田原市助産の実施及び母子保護の実施に係る費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3 年 3 月 3 1 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

## 小田原市規則第 2 0 号

小田原市助産の実施及び母子保護の実施に係る費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則

小田原市助産の実施及び母子保護の実施に係る費用の徴収に関する規則（平成 3 1 年小田原市規則第 3 9 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中備考 9 を削り、備考 1 0 を備考 9 とする。

別表第 2 備考中「及び 9」を削る。

### 附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 令和 2 年分の所得税又は令和 3 年度分の市町村民税が確定していない場合においては、助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における母子保護の実施に要する費用の算定については、改正後の別表第 1 及び別表第 2 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

小田原市養育医療に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3 年 3 月 3 1 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

**小田原市規則第 2 1 号**

小田原市養育医療に関する規則の一部を改正する規則

小田原市養育医療に関する規則（平成25年小田原市規則第22号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号を次のように改める。

(3) 地方税法の規定により市町村民税を課されている者にあつては、市町村民が申請の日の属する年度又はその前年度の市町村民税額を証明する書類

第2条第2項第4号を削る。

別表を次のように改める。

**別表**（第5条関係）

納入義務者の属する世帯の階層区分		基準月額	加算基準月額
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	円 0	円 0
B	A階層に属する世帯を除き、現年度分（開始日が4月1日から6月30日までの間である養育医療の給付にあつては、前年度分。以下同じ。）の市町村民税非課税世帯	2,600	260
C	A階層に属する世帯を除き、現年度分の市町村民税の均等割のみ課税世帯	5,400	540
D <sub>1</sub>	A階層、B階層	15,000円以下	7,900
D <sub>2</sub>	及びC階層に属	15,001円以上21,000円以下	10,800
D <sub>3</sub>	する世帯を除き、	21,001円以上51,000円以下	16,200
D <sub>4</sub>	現年度分の市町	51,001円以上87,000円以下	22,400
D <sub>5</sub>	村民税の所得割	87,001円以上171,300円以下	34,800
D <sub>6</sub>	の額の区分が次	171,301円以上252,100円以下	49,400
D <sub>7</sub>	の区分に該当す	252,101円以上342,100円以下	65,000
D <sub>8</sub>	る世帯	342,101円以上450,100円以下	82,400

D <sub>9</sub>	450,101 円以上 579,000 円以下	102,000	10,200
D <sub>10</sub>	579,001 円以上 700,900 円以下	123,400	12,340
D <sub>11</sub>	700,901 円以上 849,000 円以下	147,000	14,700
D <sub>12</sub>	849,001 円以上 1,041,000 円以下	172,500	17,250
D <sub>13</sub>	1,041,001 円以上 1,222,500 円以下	199,900	19,990
D <sub>14</sub>	1,222,501 円以上 1,423,500 円以下	229,400	22,940
D <sub>15</sub>	1,423,501 円以上	養育医療の 給付に要す る費用の全 額	左の基準月 額の 10 パー セントに相 当する額。 ただし、そ の額が 26,300 円に 満たない場 合は、 26,300 円

#### 備考

- この表において「均等割」とは、地方税法第 292 条第 1 項第 1 号に規定する均等割をいい、「所得割」とは、同項第 2 号に規定する所得割（この所得割の額を計算する場合には、同法第 314 条の 7、第 314 条の 8 並びに附則第 5 条第 3 項、第 5 条の 4 第 6 項及び第 5 条の 4 の 2 第 5 項の規定は、適用しないものとする。）をいう。なお、同法第 323 条に規定する市町村民税の減免があったときは、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。
- この表において所得割の額を算定する場合には、納入義務者が地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市の区域内に住所を有

する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。

3 現年度分の市町村民税が確定していない場合にあつては、これが確定するまでの期間は、前年度分の市町村民税によるものとする。

4 費用の徴収額は、納入義務者の属する世帯の階層区分に応じ、基準月額欄に掲げる額とする。

5 同一の世帯から同一月内に2人以上の者が養育医療の給付を受けた場合における費用の徴収額は、納入義務者の属する世帯の階層区分に応じ、当該養育医療の給付を受けた者のうちその月の備考4及び備考6の規定により算定した費用の徴収額が最も多額な児童1人（以下「基準月額算定対象者」という。）については基準月額欄に定める額とし、基準月額算定対象者以外の者については加算基準月額に定める額とする。

6 月の途中において養育医療の給付を受け、又は給付を受けることを中止した者の当該月分の費用の徴収額は、納入義務者の属する世帯の階層区分に応じ、基準月額算定対象者にあつては当該基準月額に、基準月額算定対象者以外の者にあつては当該加算基準月額に、それぞれ当該月において養育医療の給付を受けた日数を乗じて得た額を当該月の日数で除して得た額とする。ただし、D<sub>15</sub>階層にあつては、この限りでない。

7 備考4から備考6までの規定により算定した額が法第21条の規定により市が支弁した額を超えるときは、市が支弁した額を費用の徴収額とする。

8 備考4から備考6までの規定により算定した額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

様式第1号中

上記の通り申請します。養育医療の給付の決定のため、世帯の住民登録資料、課税資料その他必要事項について確認できる資料を添付します。また、添付しないときは、当該事項について市職員が各関係機関に対し、調査・照会することを承諾します。

年 月 日

小田原市長 様

を

保護者氏名	㊟
本申請による上記の個人情報未熟児訪問指導事業及び養育支援訪問事業の資料として使用されることに同意します。	
小田原市長 様	
保護者氏名	㊟

上記のとおり申請します。養育医療の給付の決定のため、世帯の住民登録資料、課税資料その他必要事項について確認できる資料を添付します。また、添付しないときは、当該事項について市職員が各関係機関に対し、調査・照会することを承諾します。	
年 月 日	
小田原市長 様	
保護者氏名	㊟

に

改める。

様式第3号備考を削る。

様式第4号中「小児医療費助成制度」を「小児医療費助成制度等」に改める。

### 附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

小田原市小児医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3 年 3 月 3 1 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

## 小田原市規則第 2 2 号

小田原市小児医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則

小田原市小児医療費助成条例施行規則（平成 2 9 年小田原市規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「総所得金額」の次に「（所得税法第 2 8 条第 1 項に規定する給与所得又は同法第 3 5 条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得を有する場合には、同法第 2 8 条第 2 項の規定により計算した金額及び同法第 3 5 条第 2 項第 1 号の規定により計算した金額の合計額から 1 0 万円を控除して得た金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）と同項第 2 号の規定により計算した金額とを合算した額を当該給与所得の金額及び同条第 1 項に規定する雑所得の金額の合計額として計算するものとする。）」を加え、「山林所得金額、同法」を「山林所得金額、地方税法」に改め、同条第 2 項第 3 号中「（当該控除を受けた者が同条第 3 項に規定する寡婦である場合には、3 5 万円）」を削り、同項中第 4 号を第 5 号とし、第 3 号の次に次の 1 号を加える。

(4) 地方税法第 3 1 4 条の 2 第 1 項第 8 号の 2 に規定する控除 3 5 万円

### 附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第 6 条の規定は、令和 2 年以後の年の所得による小児に係る医療費の助成の制限について適用し、令和元年以前の年の所得による小児に係る医療費の助成の制限については、なお従前の例による。

小田原市企業誘致推進条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3 年 3 月 3 1 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

**小田原市規則第 2 3 号**

## 小田原市企業誘致推進条例施行規則の一部を改正する規則

小田原市企業誘致推進条例施行規則（平成27年小田原市規則第20号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「第2条第4号ア」の次に「及びイ」を加える。

第4条第1項中「条例第2条第4号アの立地をしようとする場合にあっては」及び「、同号イの立地をしようとする場合にあっては同法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認の申請をする日の前日までに」を削る。

第6条第4項第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 条例第6条第2項の規定の適用を受ける場合にあっては、次条第3項に規定する要件に該当する従業員の名簿及び当該従業員が同項各号に掲げる要件に該当することを証する書類

第6条の次に次の1条を加える。

（本社立地加算金の適用要件及び額）

**第6条の2** 条例第6条第2項の規則で定める要件は、適用企業の資本金の額及び立地に係る事業所の従業員の数が、企業等の業種及び事業内容、地域経済に及ぼす効果等を踏まえて市長が別に定める規模以上であることとする。

2 条例第6条第2項の規則で定める額は、前項の要件を満たす適用企業について、その資本金の額及び立地に係る事業所の従業員の数に応じて区分し、5,000万円以内で当該区分に応じてそれぞれ差を設けて市長が別に定める額とする。

3 前2項の従業員は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者でなければならない。

- (1) 適用企業と期間の定めのない労働契約を締結している者であること。
- (2) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第9条の規定による被保険者であること。
- (3) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者であること。
- (4) 立地の日の6月前の日以後に適用企業に雇用されて当該立地に係る本社に勤務する者又は同日以後に当該立地に係る本社に異動した者であること。

第7条第1項中「1年6月」を「2年」に改める。

様式第 1 号中

	<p>3 固定資産税等の税率の特例措置の適用及び立地奨励金の交付を受けようとする固定資産の種類（資産が複数ある場合は、明細書を添付すること。）</p>	を
	<p>3 本社立地加算金 <input type="checkbox"/> 該当あり <input type="checkbox"/> 該当なし          （本社立地に係る対象従業員数 人）</p>	
	<p>4 固定資産税等の税率の特例措置の適用及び立地奨励金の交付を受けようとする固定資産の種類（資産が複数ある場合は、明細書を添付すること。）</p>	に

改め、

「注 土地、家屋及び償却資産の所有者の住所及び氏名は、法人にあっては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。」

削る。

様式第 2 号中

決定内容	<p>1 年度から 年度の間、固定資産税の税率は 100分の0.7とし、都市計画税の税率は100分の0.1とする。</p> <p>2 投下資本額 円に対し、 円を 年度から年度までの間、毎年度、予算の定めるところにより分割して交付する。</p>	を
------	--	---

決定内容	<p>1 年度から 年度の間、固定資産税の税率は 100分の0.7とし、都市計画税の税率は100分の0.1とする。</p> <p>2 投下資本額 円に対し、立地奨励金 円及び本社立地加算金 円の合計 円を 年度から 年度までの間、毎年度、予</p>	に
------	--	---

算の定めるところにより分割して交付する。」

改める。

様式第6号中「20万円」を「50万円」に改める。

#### **附 則**

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

小田原市建築確認等取扱規則及び小田原市建築計画概要書等閲覧規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3 年 3 月 3 1 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

## 小田原市規則第 2 4 号

小田原市建築確認等取扱規則及び小田原市建築計画概要書等閲覧規則の一部を改正する規則

(小田原市建築確認等取扱規則の一部改正)

**第 1 条** 小田原市建築確認等取扱規則（昭和 6 0 年小田原市規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条の 3 を削る。

(小田原市建築計画概要書等閲覧規則の一部改正)

**第 2 条** 小田原市建築計画概要書等閲覧規則（昭和 6 0 年小田原市規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 1 1 条の 4 第 3 項」を「第 1 1 条の 3 第 3 項」に改める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

小田原市建築審査会条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3 年 3 月 3 1 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

## 小田原市規則第 2 5 号

小田原市建築審査会条例施行規則の一部を改正する規則

小田原市建築審査会条例施行規則（昭和 6 0 年小田原市規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 8 条」の次に「及び第 9 条」を加える。

第 7 条を第 8 条とし、第 6 条を第 7 条とし、第 5 条を第 6 条とし、第 4 条の次に次の 1 条を加える。

（専門調査員の任期）

**第 5 条** 専門調査員の任期は、2 年を超えない範囲で市長が定める。

2 専門調査員は、再任されることができる。

別表中「第 5 条」を「第 6 条」に改める。

### 附 則

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

消防法等施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3 年 3 月 3 1 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

## 小田原市規則第 2 6 号

消防法等施行細則の一部を改正する規則

消防法等施行細則（昭和 5 9 年小田原市規則第 3 5 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 1 項中「第 6 2 条の 5 の 2 第 3 項」を「第 6 2 条の 5 の 2 第 4 項」に改め、同条第 2 項及び第 3 項中「第 6 2 条の 5 の 2 第 2 項ただし書」を「第 6 2 条の 5 の 2 第 3 項」に改める。

第 1 0 条第 1 項中「第 6 2 条の 5 の 3 第 3 項」を「第 6 2 条の 5 の 3 第 4 項」に改め、同条第 2 項及び第 3 項中「第 6 2 条の 5 の 3 第 2 項ただし書」を「第 6 2 条の 5 の 3 第 3 項」に改める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

小田原市市民ホール整備推進委員会規則等を廃止する規則をここに公布する。

令和 3 年 3 月 3 1 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

## 小田原市規則第 2 7 号

小田原市市民ホール整備推進委員会規則等を廃止する規則

次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 小田原市市民ホール整備推進委員会規則（平成 2 5 年小田原市規則第 5 号）
- (2) 小田原市成年後見制度利用促進検討委員会規則（令和 2 年小田原市規則第 4 号）
- (3) 小田原駅東口お城通り地区再開発事業広域交流施設ゾーン事業者選定委員会規則  
（平成 2 7 年小田原市規則第 1 4 号）
- (4) 小田原市地域医療審議会規則（昭和 5 4 年小田原市規則第 7 号）

### 附 則

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。